



地域情報プラットフォームについて

平成24年7月3日

総務省情報流通行政局地方情報化推進室

地域情報プラットフォームとは

地方公共団体における情報システムの課題

- ・特定ベンダーと継続的に随意契約を結ばざるを得ず(困り込み)、システム関係経費が高止まり。
- ・業務ごとにシステムを調達しており、システム間連携(業務処理の連携、データ共有)が困難であるため、業務が非効率 等

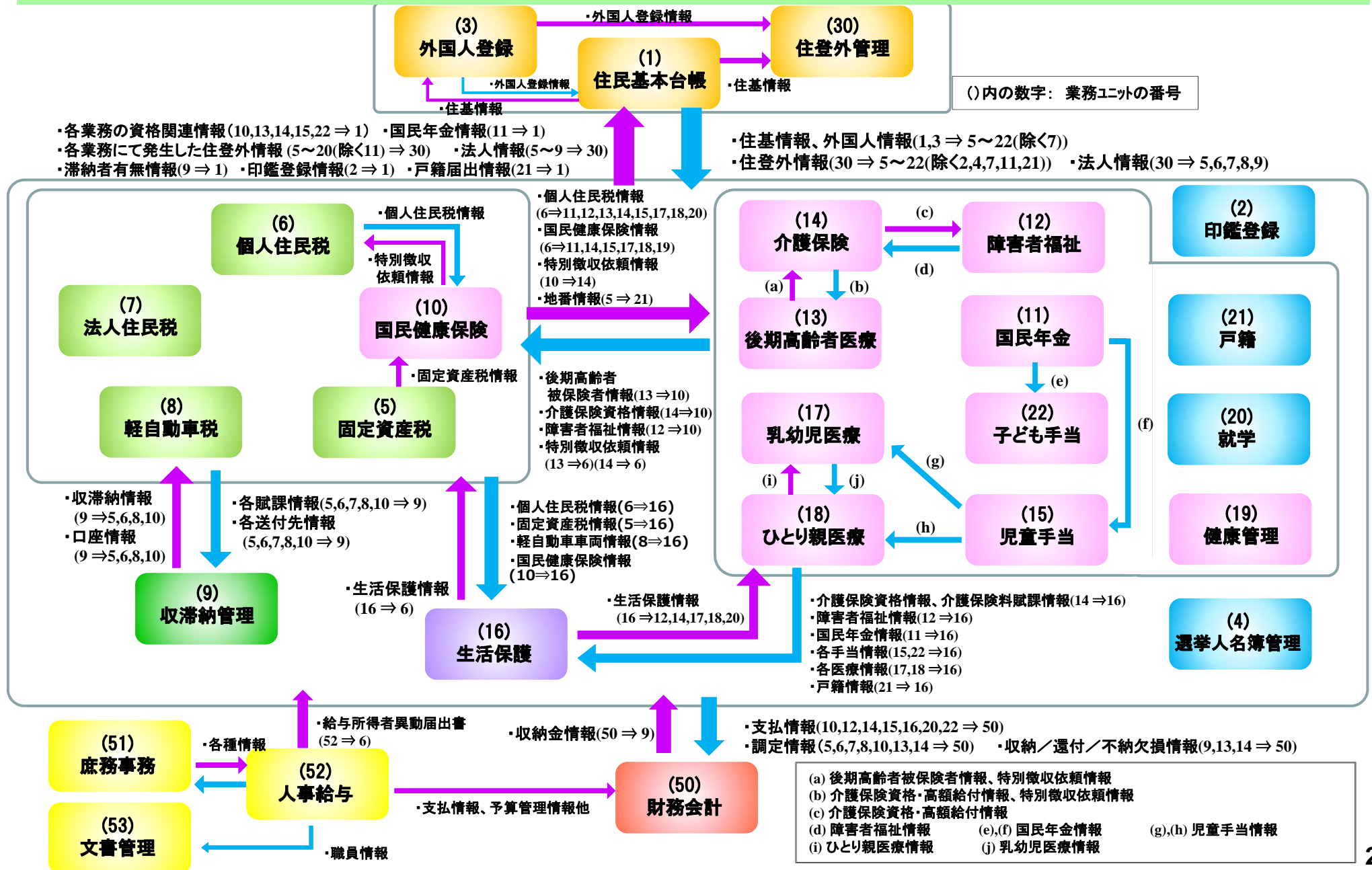
システム全体を効率化したい！
システム同士を連携したい！

地域情報プラットフォームによる解決

- 地域情報プラットフォームとは、様々なシステム間の連携(電子情報のやりとり等)を可能にするために定めた、各システムが準拠すべき業務面や技術面のルール(標準仕様)。
 - (例)業務システムのデータ項目やインターフェースの標準、データ形式や通信手順の標準等
 - ・ これまでに、単独の地方公共団体内のシステム間連携に必要なルールを策定。
 - ・ 更に、複数の地方公共団体間等におけるシステム間連携に必要なルールを策定中。
- 地方公共団体においては、地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築を行うことで、業務・システムの効率化が実現。
- 「地域情報プラットフォーム標準仕様書」として策定され、公開。

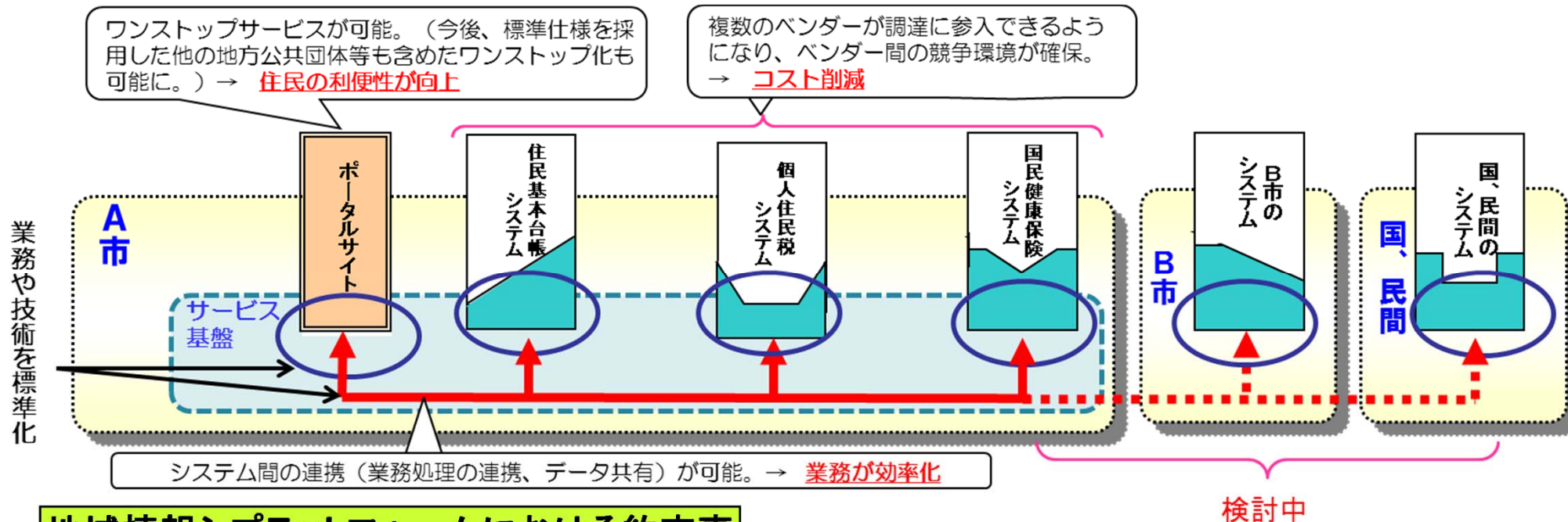
自治体の業務データ連携と地域情報プラットフォームの標準仕様

地域情報プラットフォームは、①業務システム間の連携データ項目・連携インターフェースと②それを支える技術的な要素(通信規約等)を標準化



地域情報プラットフォームのイメージと約束事

地域情報プラットフォームのイメージ



地域情報プラットフォームにおける約束事

① 業務ユニット間同士のデータ連携についての「約束事」

- ・ 市内の各業務ユニットが提供するサービス（業務機能）の範囲
- ・ 市内の各業務ユニット間同士で連携するデータ項目（含むコード辞書）
- ・ 同データ項目のうち、オンライン即時で連携する項目に関するインタフェース仕様
- ・ 自治体間、国と自治体間、および官民間の業務サービス連携仕様(*1)

(*1) 今後の予定

② 上記のデータ連携を実現するために必要な技術的な「約束事」

- ・ 通信、プロトコル等の規約類（PF通信機能）
- ・ データ連携時に用いる統合DBに関するもの（統合DB機能）
- ・ ワンストップサービスの実現を始めとした業務プロセスのフロー制御を行うために必要なもの（BPM機能）
- ・ 複数サイト間（自治体間、国と自治体間、官民間）のサービス連携を実現するために必要なもの（PF共通機能）

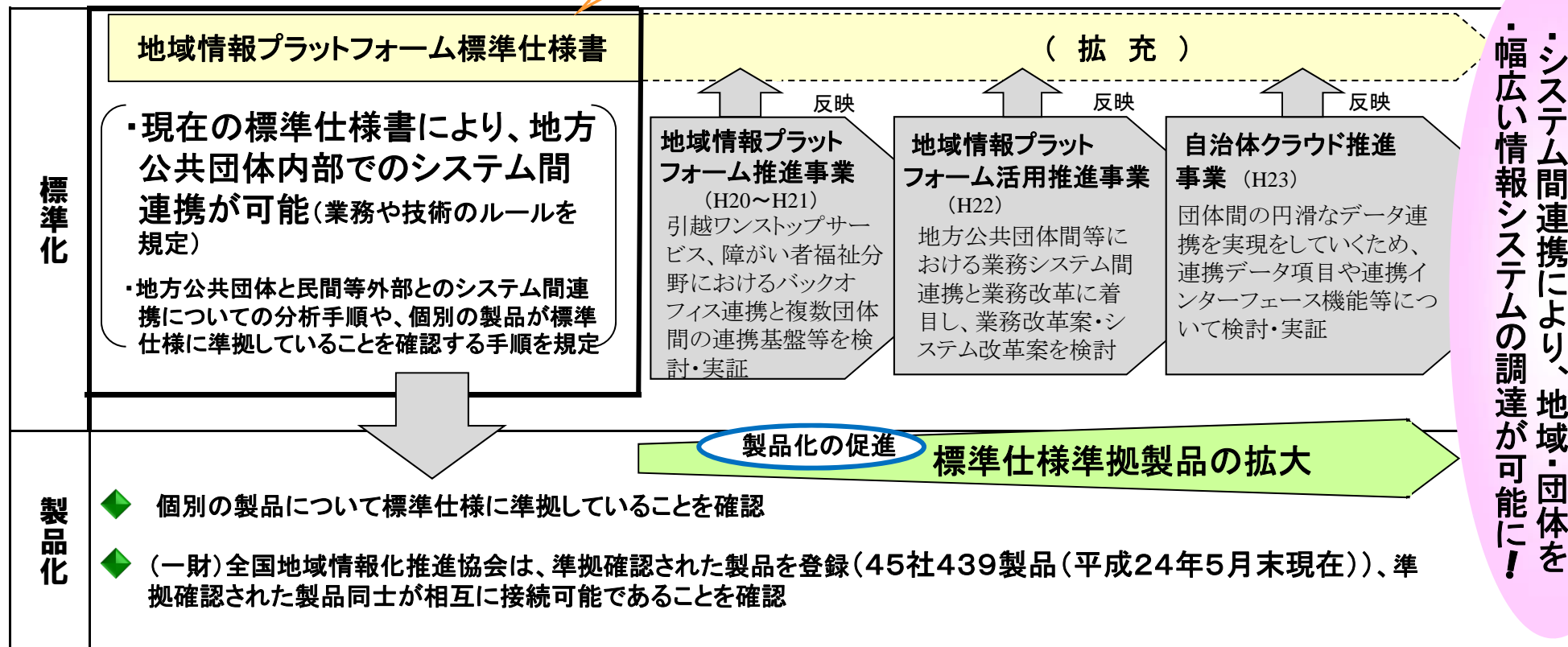
(APPLIC資料より)

地域情報プラットフォームの普及促進

地方公共団体の業務のうち、27業務の情報システムについて標準化

標準仕様書で標準化された情報システム(27業務)

住民基本台帳	固定資産税	取滞納管理	後期高齢者医療	乳幼児医療	戸籍	人事給与
印鑑登録	個人住民税	国民健康保険	介護保険	ひとり親医療	住登外管理	文書管理
外国人登録	法人住民税	国民年金	児童手当	健康管理	財務会計	子ども手当
選挙人名簿管理	軽自動車税	障害者福祉	生活保護	就学	庶務事務	



地域情報プラットフォームの普及状況

地方公共団体における地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築の促進

◎地方公共団体における行政情報化の推進状況調査結果(平成23年4月1日現在)

地域情報プラットフォーム標準仕様を活用したシステム再構築について、すでに取り組んでいる自治体

H23.4

340

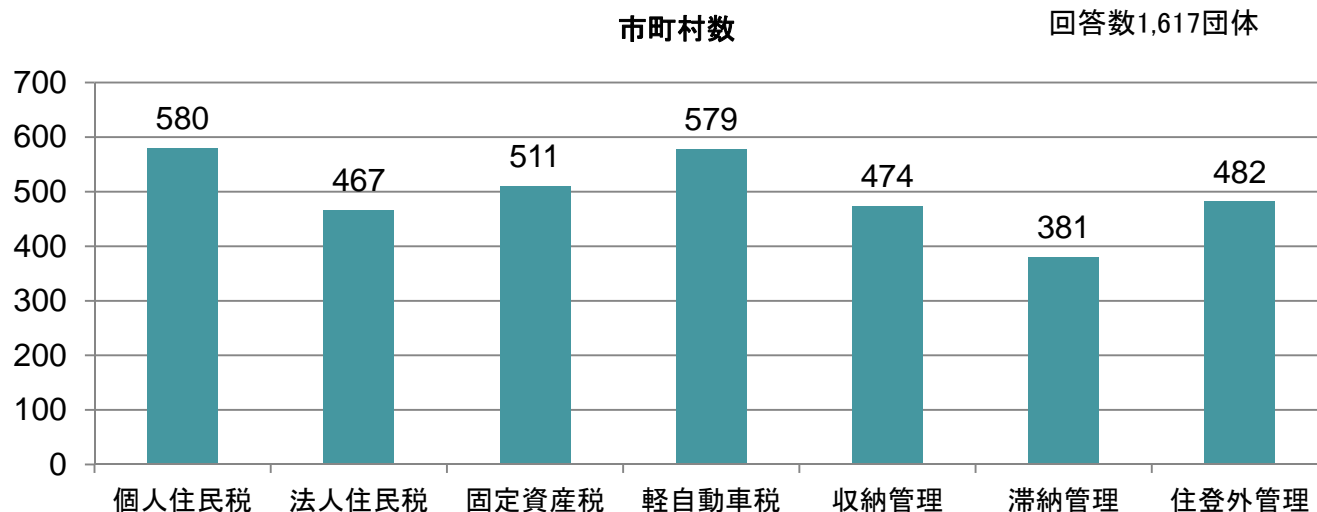
H22.4

166

H21.4

95

◎地方税関連システムに係る地域情報プラットフォーム標準仕様準拠システム導入状況(H23.12月時点)



総務省「番号制度に係る地方税務システム検討会『地方団体の税務システム現況調査結果報告書』」より

自治体クラウド推進本部有識者懇談会とりまとめ (2011.6)

- 自治体クラウドの取組状況の把握、課題の抽出・検討、必要な助言を目的として、H22.9月から有識者懇談会を4回開催し、諸論点に係る方向性等をH23.6月にとりまとめ、公表。

【主な内容】

1 はじめに 2 クラウド導入を可能にした背景 3 クラウド導入の効果

4 クラウド導入に係る諸課題

- カスタマイズの制約(自治体がカスタマイズせず利用可能なパッケージソフトが提供され、それが進化していくビジネスモデルの構築可能な環境整備)
- 相互運用性の確保(ベンダーロックイン問題、表現形式の標準化)
- セキュリティの技術的対策、法的留意点(データセンター設置場所等の国内限定、自治体と事業者の責任分界点の明確化、コンプライアンスのマネジメント体制確立、第三者監査等の実施、自治体職員のセキュリティ対策)

5 自治体クラウドサービスの形態

- 住民データの所在・管理場所(把握困難なクラウドサービス形態もあり)
- 閉域網サービス(IP-VPN、広域イーサネット)の利用が現実的

6 クラウドの加速のための取組み

- データの標準的な表現形式の構築
- 外字の実態調査
- アクセス・認証方式等の検証
- クラウド導入に向けた共同化計画策定、移行、基盤構築に対する財政支援

7 クラウドにより期待されるシステムの方向性

- ワンストップサービス、行政の効率化、新たなステージへ

※ 震災と自治体クラウド

- 災害時の業務継続や早期の行政機能回復を図る観点
- データセンターの発電設備の状況に留意

自治体クラウド推進本部
有識者懇談会とりまとめ

平成23年6月
総務省

[http://www.soumu.go.jp/
main_sosiki/jichi_gyousei/
i/
c-gyousei/lg-cloud/
110707_01.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/110707_01.html)

「自治体クラウド推進本部有識者懇談会とりまとめ(H23.6)」(抜粋)

7 クラウド導入により期待される最適化社会を支えるシステムの方向性について

次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチームがまとめた「次世代電子行政サービスの実現に向けたグランドデザイン」(平成20年6月4日)では、「国・地方の枠を超えた電子行政窓口サービスの展開を念頭に置き、フロントオフィスとバックオフィス、及びバックオフィス相互間の連携や民間手続きとの連携等を図ることにより、様々な行政手続きを基本的にワンストップで簡便に行える」ことが、「次世代の電子行政サービス基盤」であると述べられている。

この次世代電子行政サービス基盤は、これまで地域情報プラットフォーム推進事業(総務省)等による連携の取組をさらに進め、高度なワンストップサービス実現の前提となる複数の自治体クラウド間のデータ連携を可能にするものである。さらに、様々な自治体クラウドが互いの自律性を維持しながら、例えばSOAに基づいて構築され、ESB(公共サービス情報連携基盤)を活用してデータ変換連携等が可能となることにより、政府、公共サービス部門、自治体の連携による更に高度なサービスの展開が期待される。さらに利用者視点でのサービス提供の観点から、個人番号、企業番号を含めてデータ連携ができれば、複数機関において同様な業務が存在する場合での標準化・共同利用化等による行政の大きな効率化が可能となつてこよう。

クラウドサービスを活用したデータ連携が実現すれば、各自治体においても、プル型情報提供機能(ホームページによる情報提供等)、カスタマイズ機能(情報やレイアウト等を自由に設定する機能)、インテリジェント検索機能(複雑な行政手続きや書類名などの情報でも容易に検索できる機能)、プッシュ型情報提供機能(各自治体等から希望する利用者に情報を発信する機能)、エージェント型情報提供機能(利用者に関係する情報を収集)の実装等への道筋も明確になってくる。電子自治体は新たなステージに突入し始めたと言える。

平成23年度 自治体クラウド推進事業 (団体間の業務データ連携に係る検討・実証)

成果報告書概要

平成24年 3月

平成23年度 自治体クラウド推進事業 「団体間の業務データ連携に係る検討・実証」について

概要

クラウド環境下において、自治体が様々な団体との間で円滑な業務データ連携を実現できる環境を整備していくため、地方自治体の協力も得ながら、連携データ項目や連携機能・方式等の検討・実証を実施した。

(1) 業務の分析

社会保障・税に関わる番号制度(以下、「マイナンバー制度」という。)のユースケース等について、地方自治体の業務プロセスの現状分析を行い、業務プロセス案を検討した。

(2) 連携データ項目等の分析

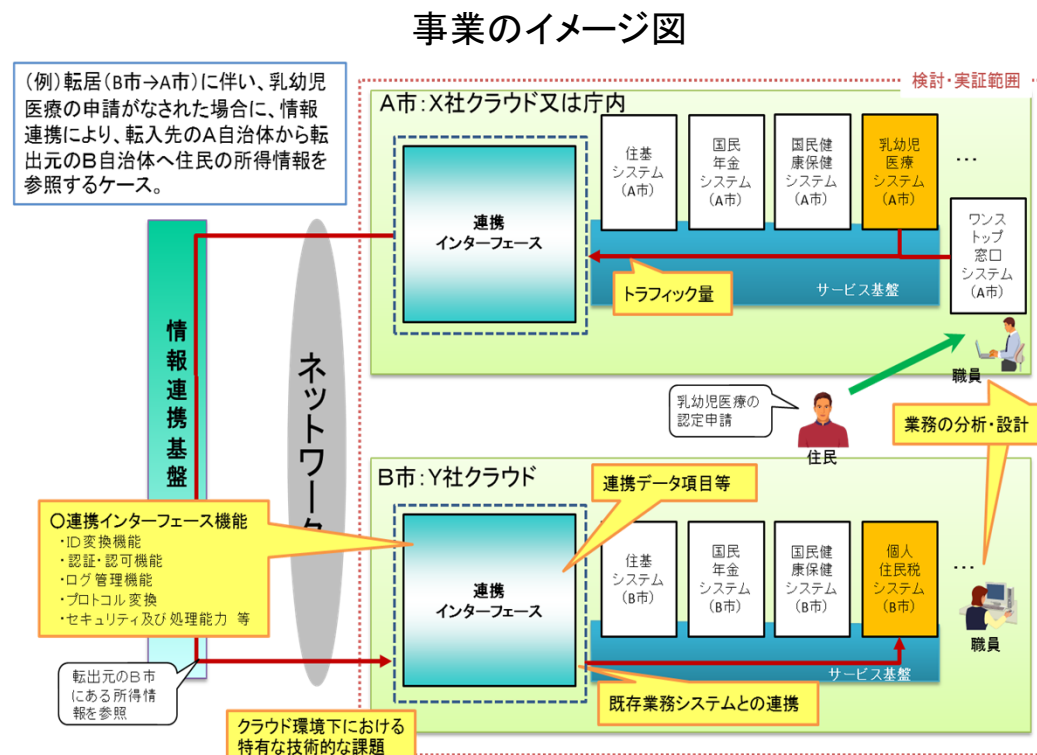
ユースケースについて、「地域情報プラットフォーム標準仕様書」をベースに、データ項目、データフォーマット等を分析した。

(3) 連携インターフェース機能等の検討

(1)及び(2)並びに政府の情報提供ネットワークシステムについての検討内容等を踏まえつつ、連携インターフェース機能等(地方自治体の業務システムが情報提供ネットワークシステムと連携するために必要な機能)の在り方を検討した。

(4) 運用検証

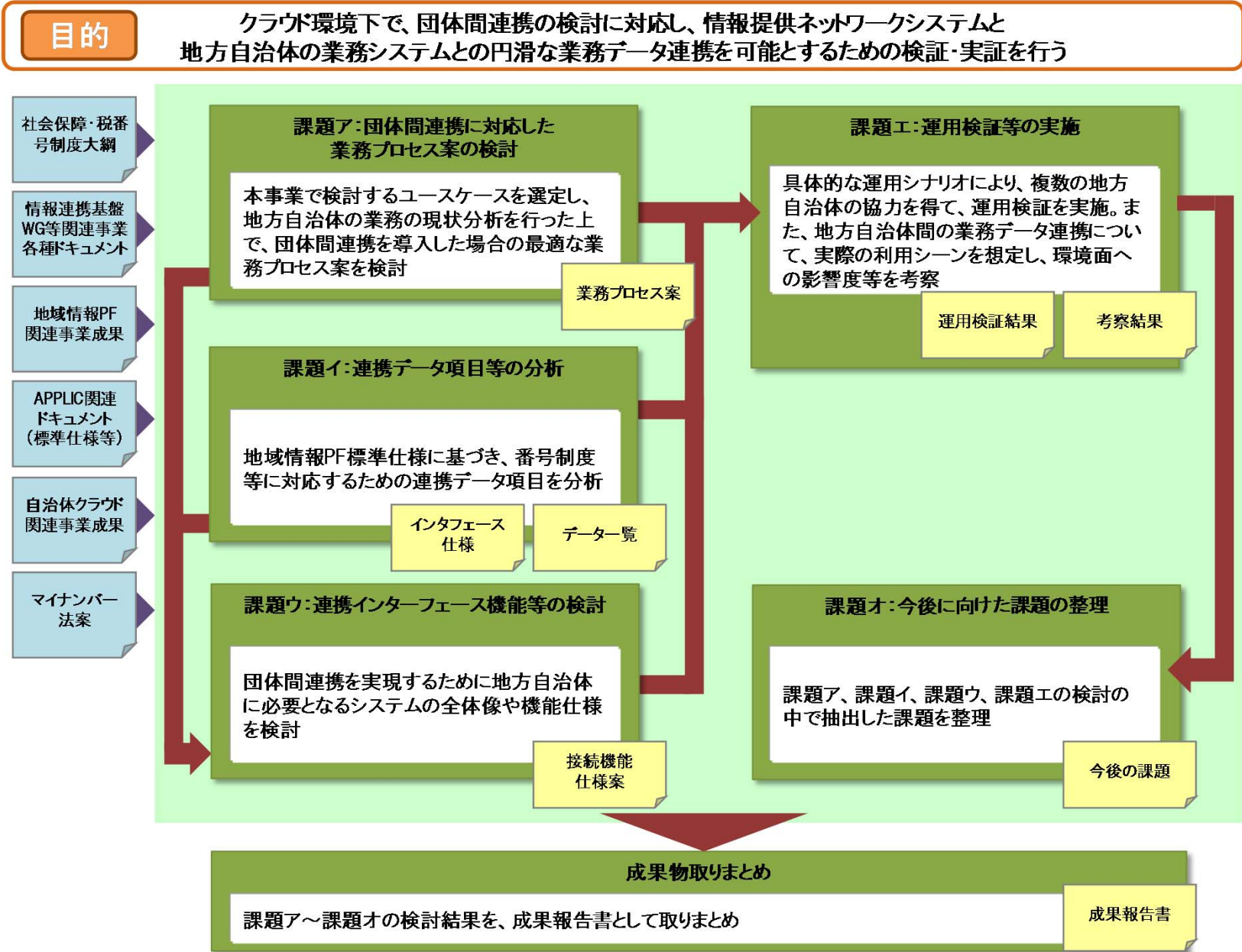
(1)～(3)の検討を踏まえつつ、運用面におけるポイントとなる事項について、運用検証を実施した。



目次

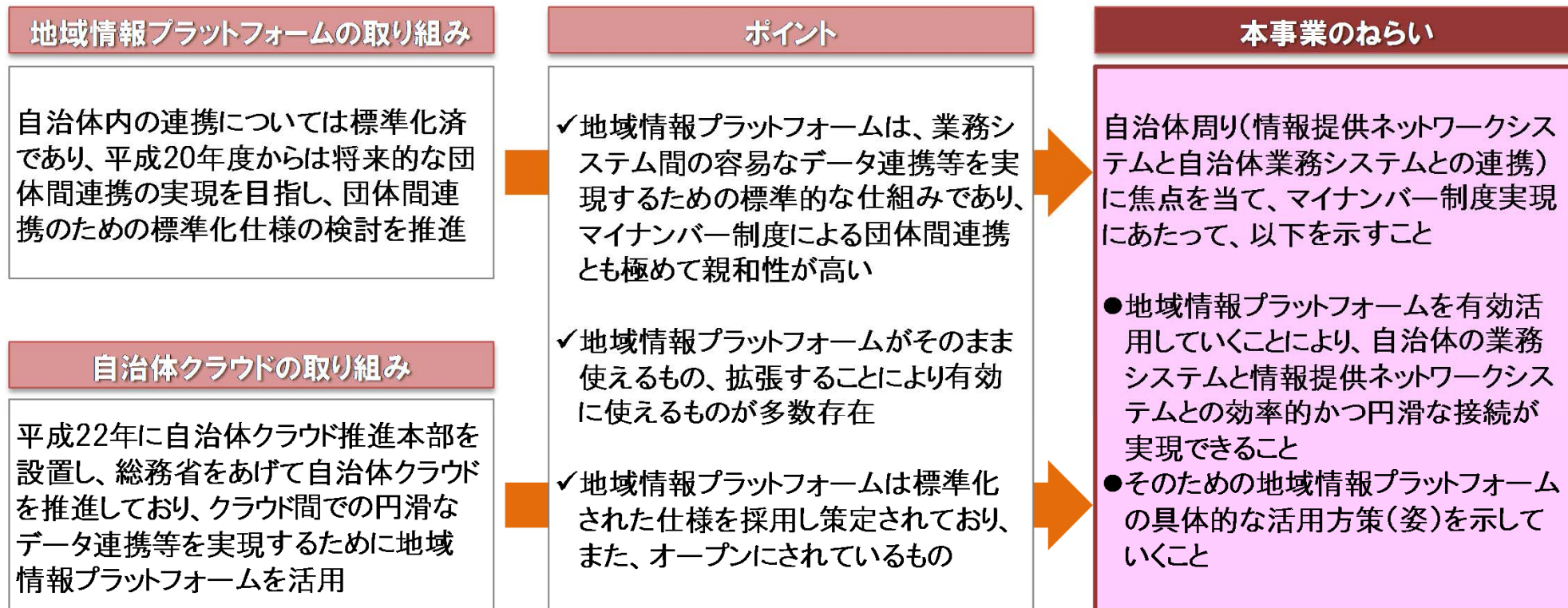
章	章名	対応課題	ページ
第1章	本事業の概要	—	3
第2章	団体間連携に対応した業務プロセス案の検討	課題ア	6
第3章	連携データ項目等の分析	課題イ	13
第4章	連携インターフェース機能等の検討	課題ウ	18
第5章	運用検証等の実施	課題エ	30
第6章	マイナンバー法案等を考慮した業務プロセス案の見直し	—	36
第7章	今後に向けた課題の整理	課題オ	40
第8章	本事業のまとめ	—	45

1-1. 本事業の全体像

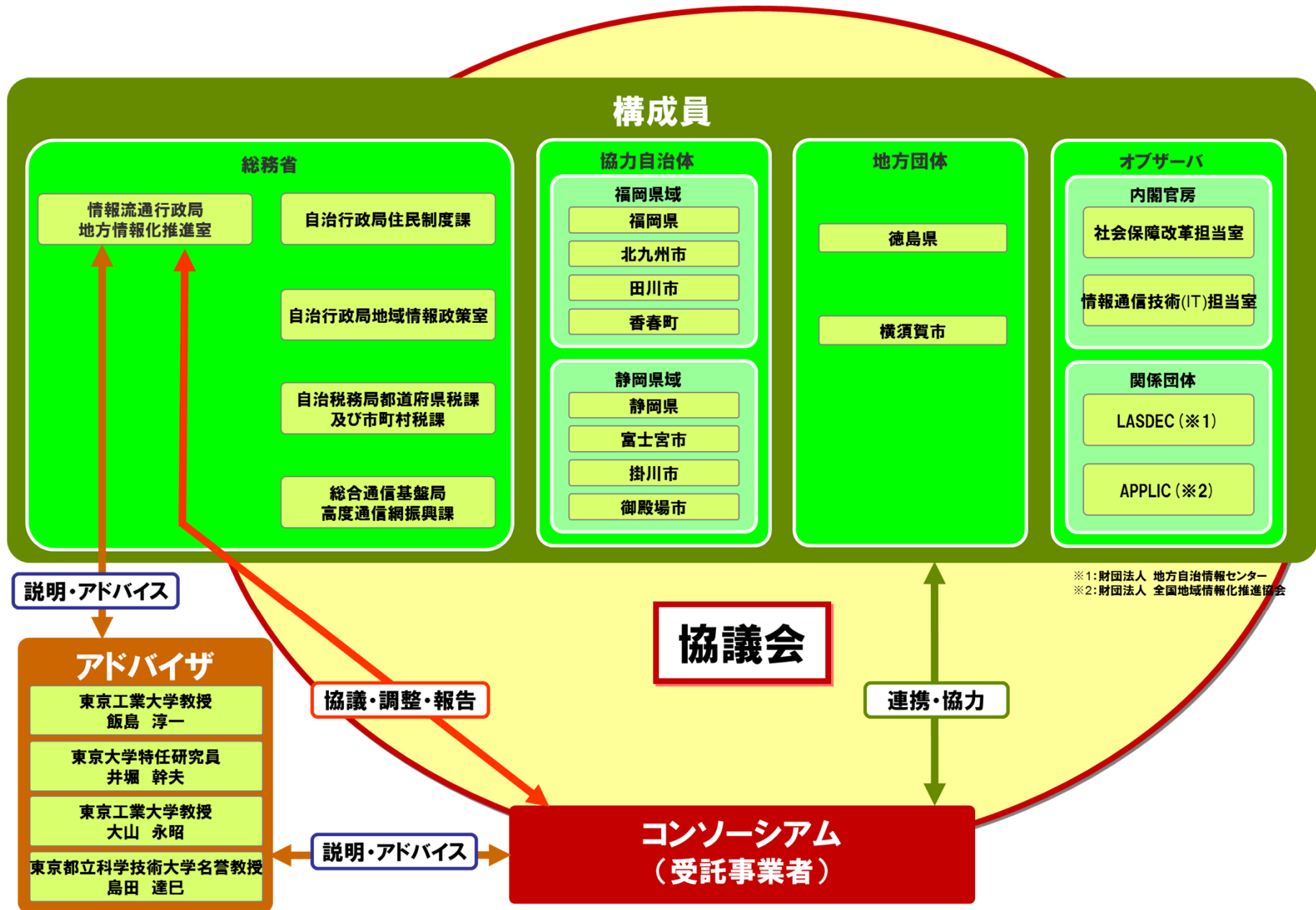


1-2. 本事業実施にあたっての考え方

- 本事業は地域情報プラットフォームを活用した団体間連携実現のための取り組みの延長線にある事業であり、地域情報プラットフォームを有効に活用して検討を推進した。



1-3. 本事業の実施体制



2-0. 団体間連携に対応した業務プロセス案の検討の進め方

検討内容

社会保障・税番号制度大綱(以下、「大綱」という。)の記載内容より整理したユースケースについて、現状業務の分析を行い、その上で団体間連携実現時の姿を業務プロセス案として検討した。現状業務の分析内容、業務プロセス案の検討内容については協力自治体への確認を行い、それぞれ内容の精査を行った。

進め方

項番	作業項目	作業内容	主な成果物
2-1	大綱のユースケースの整理	大綱に記載されたユースケースについて、業務整理表、概略フロー、情報連携の対象業務組合せ図、情報保有者の整理表を作成した上で、協力自治体での確認結果を踏まえて精査した。	<ul style="list-style-type: none"> ・業務整理表 ・概略フロー ・情報連携の対象業務組合せ図 ・情報保有者整理表
2-2	詳細検討対象ユースケースの選定	大綱に記載されたユースケース及び平成22年度地域情報プラットフォーム活用推進事業で策定したユースケースの中から、効果、実現性、一部実施可能性の観点で、詳細検討対象ユースケースの候補を抽出した。さらに、協力自治体での確認結果を踏まえて詳細検討対象ユースケースを選定した。	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細検討対象ユースケース
2-3	現状業務の整理	詳細検討対象ユースケースについて、現状業務内容を整理した上で、協力自治体へのヒアリングを実施し内容を精査した。また、現状業務量調査を実施した。なお、ヒアリングにあたっては、結果の偏りを防ぐため、各ユースケースについて複数の協力自治体に対して行うこととし、対象団体は静岡県・福岡県それぞれから選定した。	<ul style="list-style-type: none"> ・現状業務フロー ・現状業務量調査結果
2-4	業務プロセス案等の検討	詳細検討対象ユースケースについて、現状の業務整理の結果等を踏まえ、団体間連携に対応した業務プロセス案を作成した上で、協力自治体へのヒアリングを実施し内容を精査した。なお、ヒアリングの対象については現状業務の整理と同様とした。	<ul style="list-style-type: none"> ・次期概略フロー ・業務プロセス案

2-1. 大綱のユースケースの整理

大綱からのユースケースの抽出

- 大綱の「第2 基本的考え方」の「2. 番号制度で何ができるか」に、「(1)よりきめ細やかな社会保障給付の実現」等の6つのカテゴリーに分けて、番号制度等により実現が想定される制度等が記載されている。そこで、ここに記載された制度をユースケースとして抽出した。

大綱の「2. 番号制度で何ができるか」

ユースケースの抽出

大綱の「2. 番号制度で何ができるか」		ユースケースの抽出			
		No	カテゴリー	ユースケース	
<p>(1)よりきめ細やかな社会保障給付の実現 ① 社会保障の各制度単位ではなく家計全体をトータルに捉えて医療・介護・保育・障害に関する自己負担の合計額に上限を設定する「総合合算制度(仮称)」の導入 ……</p> <p>(2)所得把握の精度の向上等の実現に関するもの 法令又は条例に基づき税務当局が行う国税・地方税の賦課・徴収に関する事務(申告書の処理、調査等)に「番号」及び法人等に付番する番号(第3XⅢに規定するもの。以下「法人番号」という。)を活用する。…</p> <p>(3)災害時の活用に関するもの ① 災害時要援護者リストの作成及び更新 ……</p> <p>(4)自己の情報の入手や必要なお知らせ等の情報の提供に関するもの …… ・自己の過去の税務申告や納付履歴に関する情報 ……</p> <p>(5)事務・手続の簡素化、負担軽減に関するもの ① 添付書類の削減等 …… ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく小児慢性特定疾患治療研究事業による医療の給付申請に関する手続 ……</p> <p>(6)医療・介護等のサービスの質の向上等に資するもの ① 転居した場合であっても、継続的に健診情報・予防接種履歴が確認できるようになる。 ……</p>		1	(1)	→ 社会保障の総合合算制度の導入	
			2		高額医療・高額介護合算制度の現物給付化 ……
			13	(2)	→ 税務当局による名寄せ・突合
			14	(3)	→ 災害時要援護者リスト作成手続の効率化 ……
				(4)	→ ……
			22		→ 税務や納付に関する情報提供 ……
			(5)	→ ……	
		32		→ 小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化 ……	
		33	(6)	→ 引越時の健診・予防接種履歴の引継ぎ ……	
		65		→ 保険証のICカード化	

2-2. 詳細検討対象ユースケースの選定

大綱からの詳細検討対象ユースケース候補の選定

- 大綱のユースケースについて、効果、実現性、一部実施可能性の観点で評価を実施し、以下の8つの詳細検討対象ユースケース候補を選定した。

No	詳細検討対象ユースケース候補	No	詳細検討対象ユースケース候補
1	児童扶養手当に認定申請における手続の効率化	5	小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化
2	生活保護の受給申請に伴う調査の効率化 (都道府県で実施)	6	国民年金の裁定請求の効率化
3	税務や納付に関する情報提供	7	引越時の健診・予防接種履歴の引継ぎ
4	確定申告時の自己情報の情報提供	8	乳幼児健診履歴等の把握による児童虐待等の早期発見

平成22年度地域情報PF事業からの詳細検討対象ユースケース候補の選定

- より幅広く地方自治体業務を検討できるよう平成22年度地域情報プラットフォーム活用推進事業で整理したユースケースからも、以下の5つの詳細検討対象ユースケース候補を選定した。

No	詳細検討対象ユースケース候補	No	詳細検討対象ユースケース候補
1	滞納者の資産等照会の効率化	4	不動産の登録作業の効率化
2	受給者の所得情報照会の効率化	5	土地家屋異動通知に係る作業の効率化
3	退職に伴う国民年金の業務(経由事務)の削減		—

2-2. 詳細検討対象ユースケースの選定

- 大綱のユースケース及び平成22年度地域情報プラットフォーム活用推進事業のユースケースから、最終的に8つのユースケースを詳細検討対象ユースケースとして選定した。

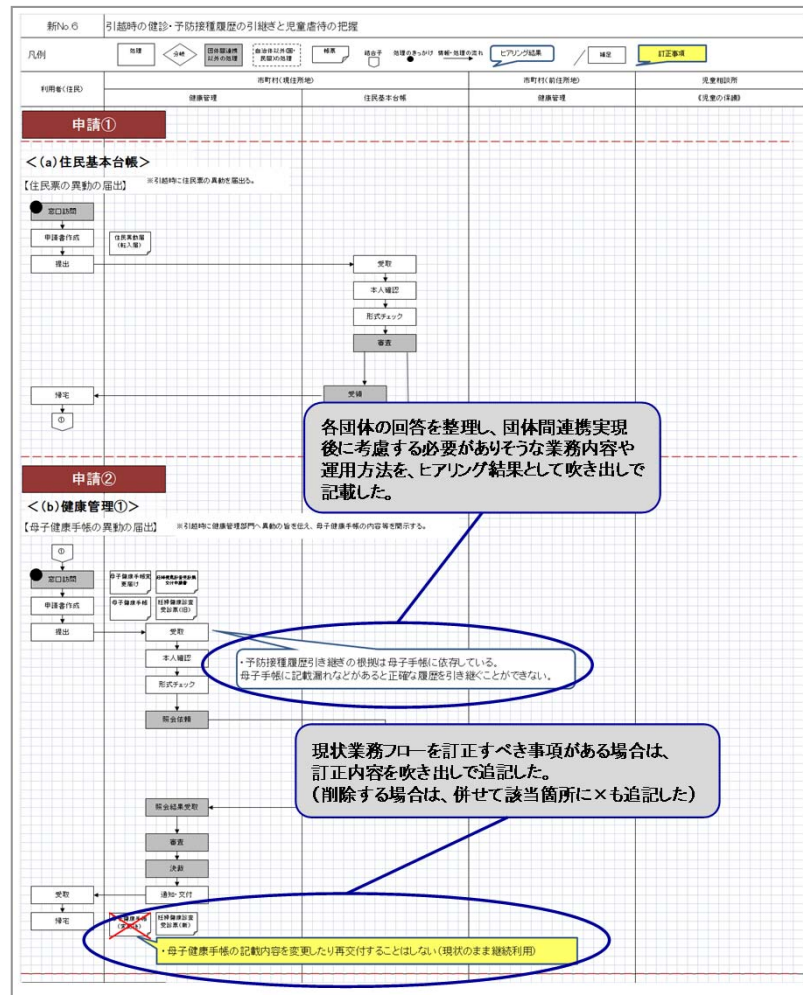
新No	詳細検討対象ユースケース	ユースケースの概要
1	児童扶養手当に認定申請における手続の効率化	児童扶養手当の認定手続において、処理に必要な情報を他組織から直接参照する。参照した情報等をもとに審査等を行い、結果を住民に通知する。
2	生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)	生活保護の申請手続において、処理に必要な情報を他組織から直接参照する。また、現状では紙等で行っている組織間の連携を電子で行う。参照した情報等をもとに審査等を行い、結果を住民に通知する。
3	税務に関する情報提供(税額、納付状況、申告に必要な情報など)	住民がポータルにログインし、自身に関する、税額、納付状況、控除に関する情報などの各種情報を参照する。
4	小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化	小児慢性特定疾患の医療給付手続において、添付書類の代わりに他組織から所得などの情報を直接参照する。参照した情報等をもとに審査等を行い、結果を住民に通知する。
5	国民年金の裁定請求の効率化	国民年金の老齢基礎年金の年金請求手続において、添付書類の代わりに他組織から情報を直接参照する。参照した情報等をもとに審査等を行い、結果を住民に通知する。
6	引越時の健診・予防接種履歴の引継ぎと児童虐待の把握	引越しに際して、引越前の市町村での健診や予防接種の受給状況を、引越後の市町村で引き継ぎ、必要に応じて住民に勧奨を行う。 さらに、児童相談所が健診や予防接種の受診状況を把握し、児童虐待の早期発見に活用する。
7	不動産に関する業務の効率化	法務局からの連絡や、市町村と都道府県の間での連絡など、現状では紙等で行っている組織間の連携を電子で行う。また、住民の状況をもとに、不動産取得税が軽減される住民を把握し、申告の勧奨を行う。
8	災害時の住民の状況把握や手続の効率化	被災地(住所地)から離れた市町村に避難している場合でも、情報を連携することで迅速に避難者の状況を把握できる。最新の所在地や被災状況を把握し、被災者の状況に応じて適切なお知らせなどを送ることが可能になる。義援金や税の免除、保険証の再発行などの申請・届出を、避難先の市町村でまとめて行えるようにする。

2-3. 現状業務の整理

現状業務フロー

- 8つの詳細検討対象ユースケースそれぞれについて、業務マニュアル等に基づいて現状の業務の流れを現状業務フローとして整理した。また、協力自治体にヒアリングを実施し、団体間での業務の相違や、団体間連携実現の際に考慮すべき事項等を整理した。

現状業務フロー



現状業務フローヒアリング結果

該当する業務/組織	児童扶養手当/市町村	該当する手続	児童扶養手当の認定申請
該当するユースケース	新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化		
No.	処理	確認事項	A市:ヒアリング回答 B市:ヒアリング回答 C市:ヒアリング回答 回答の一致/不一致 団体間連携実現に際して考慮すべき事項
1	受取	<p>証跡の登録内容</p> <p>現状の運用</p> <p>申請を受付の際に証跡を登録することを想定しているが、具体的にどのような項目(受取日、受取者等)を登録しているのか。現状、該当する台帳があれば、台帳に記録している内</p> <p>や申請番号</p> <p>③受取担当者氏名 ④申請者氏名 ⑤添付書類の有無 ⑥その他(※具体的な内容をご回答ください) ⑨よく分からない</p> <p>現状の運用に至る制約等</p> <p>・現状の運用に合わせる必要となる法令等の改正や通知・通達</p>	<p>A市:ヒアリング回答</p> <p>2③④ ・受理した後で申請登録を行う。その際に、システムで操作したログが残る。(操作者など)</p> <p>B市:ヒアリング回答</p> <p>⑧ ・特に台帳管理は行っておらず、申請書自体を所定の場所に保管している。 ・申請書の入力後、何日かに分けて認定する認定したとなる。</p> <p>C市:ヒアリング回答</p> <p>1②④</p> <p>⑧ ・相談票に、本人、子ども、元配偶者、同居家族の名前を書いてもらったものを確認している。</p> <p>⑧ ・相談票に、本人、子ども、元配偶者、同居家族の名前を書いてもらったものを確認している。</p> <p>不一致</p> <p>・現状では、添付書類を住民が持参するため、添付書類との適合性により本人確認が行われている。搬送入後は必要な情報や自治体間で照会する流れになるため、窓口での本人確認の運用について検討が必要。</p>
2	本人確認	<p>作業内容</p> <p>現状の運用</p> <p>・申請者の本人確認は、どのような作業を行っているか。 ①運転免許証等の公的な身分証明書(写真付き)で確認をしている ②健康保険証等の公的な身分証明書(写真なし)で確認をしている ③口頭での確認のみ ④本人確認は不要 ⑥その他(※具体的な内容をご回答ください) ⑨よく分からない(判断できない)</p>	<p>⑧ ・手続の特性上、添付書類として住民票の写しや通帳の写し等を揃えてから申請する必要があるため、申請内容の信頼性が高い。それゆえ、本人確認を写真付き身分証の確認とまでは行っていない。</p> <p>①</p>

ヒアリングでの「確認事項」を記載した。

団体ごとのヒアリング結果を横並びで併記した。

団体間の回答が、一致か不一致かを記載した。

団体間連携実現に際して考慮すべき事項がある場合にその内容を記載した。

各団体の回答を整理し、団体間連携実現後に考慮の必要がありそうな業務内容や運用方法を、ヒアリング結果として吹き出しで記載した。

・子防接履歴引き継ぎの根拠は母子手帳に依存している。母子手帳に記載漏れなどがあると正確な履歴を引き継ぐことができない。

現状業務フローを訂正すべき事項がある場合は、訂正内容を吹き出しで追記した。(削除する場合は、併せて該当箇所に×も追記した)

2-4. 業務プロセス案等の検討

業務プロセス案ヒアリング結果

- 業務プロセス案についてヒアリングを行った結果、セキュリティや個人情報保護等を適切に担保した上で、業務効率化を実現するための自動化・省力化が望まれていることが判明した。

主なヒアリング結果

- 法制度で規定できれば、情報連携に関する本人同意は不要としてよいのではないかと。
- 業務や情報の内容、対象者の状況(DV等の場合)に応じて手動での処理に切り替えることができれば基本的には応答時のメッセージ作成は自動化できるのではないかと。
- 情報の送信時の署名付与は必須だが、付与する処理は自動化できるのではないかと。
- 照会依頼時は単件即時決裁を行わなくてもよいのではないかと。そうすれば、照会結果を得るまでの時間が短縮できるのではないかと。
- 照会応答時は単件即時決裁を行わなくてもよいのではないかと。そうすれば自動応答も可能となる。
- 情報の受信時の検証(送信元団体や送信元職員の職責の確認)は自動化できるのではないかと。

3-0. 連携データ項目等の分析の進め方

検討内容

8つの詳細検討対象ユースケースについて、地域情報プラットフォームの成果を活用し、団体間で流通する連携情報や連携データ項目等の分析を行い、団体間のインタフェースを整理した。

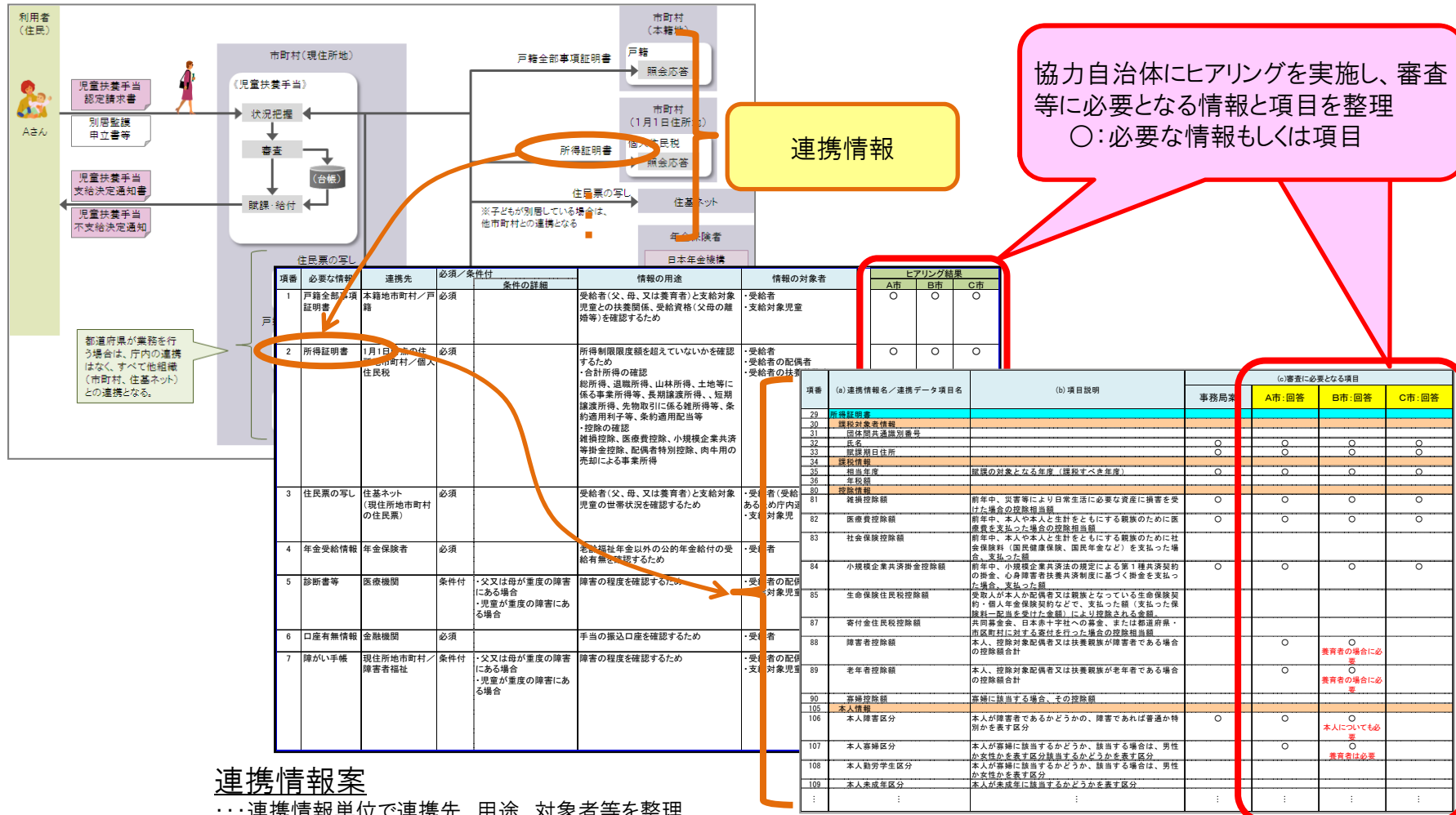
進め方

項番	作業項目	作業内容	主な成果物
3-1	ユースケース別の連携データ項目案等の作成	8つの詳細検討対象ユースケース上に現れる情報について、「課題ア」の検討結果と地域情報プラットフォームの成果等を踏まえて連携情報案、連携データ項目案を作成し、協力自治体に確認した。	<ul style="list-style-type: none"> ・ユースケース別の連携情報案 ・ユースケース別の連携データ項目案
3-2	ユースケース別の連携データ項目等の整理	協力自治体の確認結果を踏まえて、作成した連携データ項目案等を見直した。協力自治体間で回答に差異がある場合は、必要最小限のインタフェースを定めるべく検討し、ユースケース別に団体間で統一した連携情報、連携データ項目となるよう整理した。整理した結果を再度協力自治体に確認し、ユースケース別の連携情報、連携データ項目としてまとめた。	<ul style="list-style-type: none"> ・ユースケース別の連携情報 ・ユースケース別の連携データ項目
3-3	ユースケース横断の連携データ項目等の整理	ユースケース別に整理した連携データ項目等を、8つの詳細検討対象ユースケースで横断的に整理した。各ユースケースで同一の情報がある場合は集約し、各情報の中でユースケース別に必要なデータ項目を整理した。	<ul style="list-style-type: none"> ・連携情報(全体) ・連携データ項目(全体)
3-4	インタフェース仕様・データ一覧等の作成	ユースケース横断で整理した結果に基づいて、インタフェース仕様、データ一覧を作成した。また、連携する情報の連携形態(照会/連絡)を整理し、照会の場合に必要な、照会のキー情報を整理した。	<ul style="list-style-type: none"> ・インタフェース仕様 ・データ一覧 ・連携形態と照会キーの一覧

3-1. ユースケース別の連携データ項目案等の作成

- 8つの詳細検討対象ユースケース上に現れる連携情報について、「自治体業務アプリケーションユニット標準仕様」等に基づいて連携データ項目案を整理した。さらに、協力自治体にヒアリングを実施し、審査等に必要となる項目を整理した。

新No.1. 児童扶養手当の認定申請における手順の効率化



連携情報案

…連携情報単位で連携先、用途、対象者等を整理

連携データ項目案

…各連携情報をデータ項目単位で整理

3-2. ユースケース別の連携データ項目等の整理

- 整理した連携データ項目案には、審査等で必要となる項目に団体間で差異があったが、必要最小限のインターフェースを定めるべく、見直し案を作成し、協力自治体に確認した上で、団体間で統一したユースケース別の連携データ項目として整理した。

審査等に必要となる項目に団体間で差異あり

必要最小限のインターフェースを定めるべく、見直し案を作成し、協力自治体に確認・精査した

連携データ項目案(詳細)のヒアリング結果

項番	連携データ	項目説明	ヒアリング結果			見直し案	見直しの考え方
			A市	B市	C市		
1	所得証明書						
2	課税対象者情報						
4	氏名		○	○	○		※1
5	賦課期日住所		○	○	○		※1
6	課税情報						
7	相当年度	賦課の対象となる年度(課税すべき年度)	○	○	○		
8	年税額						
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮		⋮
15	総合分	総合課税の対象になる所得					
24	給与所得額	税法上の給与控除額を超える特定支出控除がある場合は、その控除後の額(所得税法第二十二條、第二十八條)	○	○	○		「総所得額(No.32)」の内訳の項目のため不要と考えた。
32	総所得額	地方税法第三十二條第一項に規定する総所得金額(母子家庭自立支援給付金に係るものを除く)				○	所得の各項目(No.16~31)の代わりに、合計した額として総所得額を必要と考えた。
59	控除情報						
67	障害者控除額	本人、控除対象配偶者又は扶養親族が障害者である場合の控除額合計	○	○ 養育者の場合に必要			障害者控除については、控除額(障害者かどうか)が判断できなかった。(No.82、83、85の項目で判断)
84	本人情報						
85	本人障害区分	本人が障害者であるかどうかの、障害であれば普通か特別かを表す区分	○	○ 本人についても必要		○	法令上(児童扶養手当法施行令)
86	本人寡婦区分	本人が寡婦に該当するかどうか、該当する場合は、男性か女性かを表す区分(該当するかどうかを表す区分(地方税法第三十四條第一項第八号))	○	○ 養育者は必要		○	法令上(児童扶養手当法施行令) ※受給者(養育者)、配偶者、扶(父母)の場合は不要と考える)

※1. 照会した情報の対象者自身の情報であり、対象者が正しいかどうかを確認するための項目であるため、団体間での連携情報からは除外する。(対象者情報の氏名等は、連携情報ではなく、自国

項番	連携データ	使用する項目
1	所得証明書	
2	課税対象者情報	
4	氏名	
5	賦課期日住所	
6	課税情報	
7	相当年度	○
8	年税額	
⋮	⋮	⋮
15	総合分	
24	給与所得額	
32	総所得額	○
59	控除情報	
67	障害者控除額	
84	本人情報	
85	本人障害区分	○
86	本人寡婦区分	○

必要最小限、かつ、団体間で統一された連携データ項目を整理

3-4. インタフェース仕様・データ一覧等の作成

データ一覧

- インタフェース仕様で整理した連携情報及びそれに紐付く連携データ項目について、出現回数等を整理し、「データ一覧」を作成した。

データ一覧

データ一覧		業務:個人住民税																		
No.	情報名	データ型	桁数	コード		出現回数		項目説明	ユースケース別使用項目											
				CD	コード名	最小	最大		No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8				
1	所得課税証明書情報						1	1												
2	課税情報						1	1												
3	相当年度	X	4				1	1												
	年税額	S9	13				1	1												
	市区町村民税額情報						1	1												
	市区町村民税均等割額	S9	13				1	1												
	市区町村民税所得割額	S9	13				1	1												
	都道府県民税額情報						1	1												
	課税総所得額等	S9	13				1	1												
9	総合分						1	1												
10	総所得額	S9	13				1	1												
11	免税対象肉用牛所得	S9	13				1	1												
12	分離分						1	1												
13	分離短期土地等事業・雑所得額	S9	13				1	1												
14	分離短期譲渡一般所得額	S9	13				1	1												
15	分離長期譲渡一般所得額	S9	13				1	1												
16	山林所得額	S9	13				1	1												
17	分離退職所得額	S9	13				1	1												
18	先物取引所得額	S9	13				1	1												
19	条約適用利子等所得額	S9	13				1	1												
20	条約適用配当等所得額	S9	13				1	1												
21	控除情報						1	1												
22							1	1												
...

インタフェース仕様と同じデータ型、桁数を記載

インタフェース仕様と同じ項目を記載

各項目の出現回数が1回の場合は「1」、複数回の場合は「N」を記載

連携情報及び連携データ項目

データ型、桁数、コード

出現回数

ユースケース別使用する項目

4-0. 連携インタフェース機能等の検討の進め方

検討内容

団体間連携を実現するために地方自治体に必要となるシステムの全体像、情報提供ネットワークシステムとの接続機能仕様案及び団体間連携の実現を想定したトラフィック量、クラウド環境下の問題等を検討した。

進め方

項番	作業項目	作業内容	主な成果物
4-1	システム全体像の仮説の整理	番号制度等の国の検討状況、地域情報プラットフォームの内容を基に、団体間連携を実現するために、地方自治体に必要となるシステムの全体像(機能構成等)の仮説を整理した。	<ul style="list-style-type: none"> ・機能構成図(仮説) ・機能一覧(仮説)
4-2	連携インタフェース機能等の検討	システム全体像の仮説の整理で検討したシステム全体像の各機能の仕様及び連携方式について、業務プロセス案の全体考察結果を業務要件として取り込み、接続機能仕様案としてまとめた。また、団体間連携におけるシステム間のインタフェースを洗い出し、メッセージのデータ項目の整理を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・機能要件一覧 ・接続機能仕様案 ・インタフェース一覧 ・メッセージ定義
4-3	システム全体像の見直し	接続機能仕様案の詳細検討の内容、マイナンバー法案等の国の動向を踏まえて、機能構成や機能の処理内容の見直しを行い、システム全体像を最新の動向に合わせた内容として整理した。	<ul style="list-style-type: none"> ・機能構成図(見直し) ・機能一覧(見直し)
4-4	トラフィック量の考察	「課題ア」の現状業務量調査結果等を踏まえ、団体間連携実現の際にネットワークを流れるトラフィック量について考察を行った。	・トラフィック量の考察結果
4-5	クラウド環境下での利用を想定した検討	地方自治体の業務システムを情報提供ネットワークシステムに接続するにあたりクラウドを適用する場合の問題点、対応案の整理を行った。	・問題と対応案の整理結果

4-1. システム全体像の仮説の整理

- 連携インターフェース機能等に求められる機能について、大綱や情報連携基盤技術WG中間とりまとめ等の国の検討内容及び地域情報プラットフォーム標準仕様を考慮して要件の整理を行った。

社会保障・税番号大綱、情報連携基盤技術WG等の検討内容から要件を抽出

連携インターフェース機能等に求められる要件

連携インターフェース機能等に求められる機能

- ・社会保障・税番号大綱
- ・社会保障・税番号要綱

- ・中間とりまとめ(情報連携基盤技術WG)に示される4つの機能

「情報連携に必要なアクセス制御」

「アクセス記録の保存」

「情報連携対象個人情報の特定」

「様々な種類の既存システムの差異の吸収」

- ・地域情報プラットフォーム標準仕様書

- ・認証・認可機能
- ・連携確認機能

- ・ログ管理機能

- ・ID変換機能

- ・連携情報保管機能
- ・個別連携業務接続(データ送受信)機能
- ・情報提供ネットワークシステム接続機能

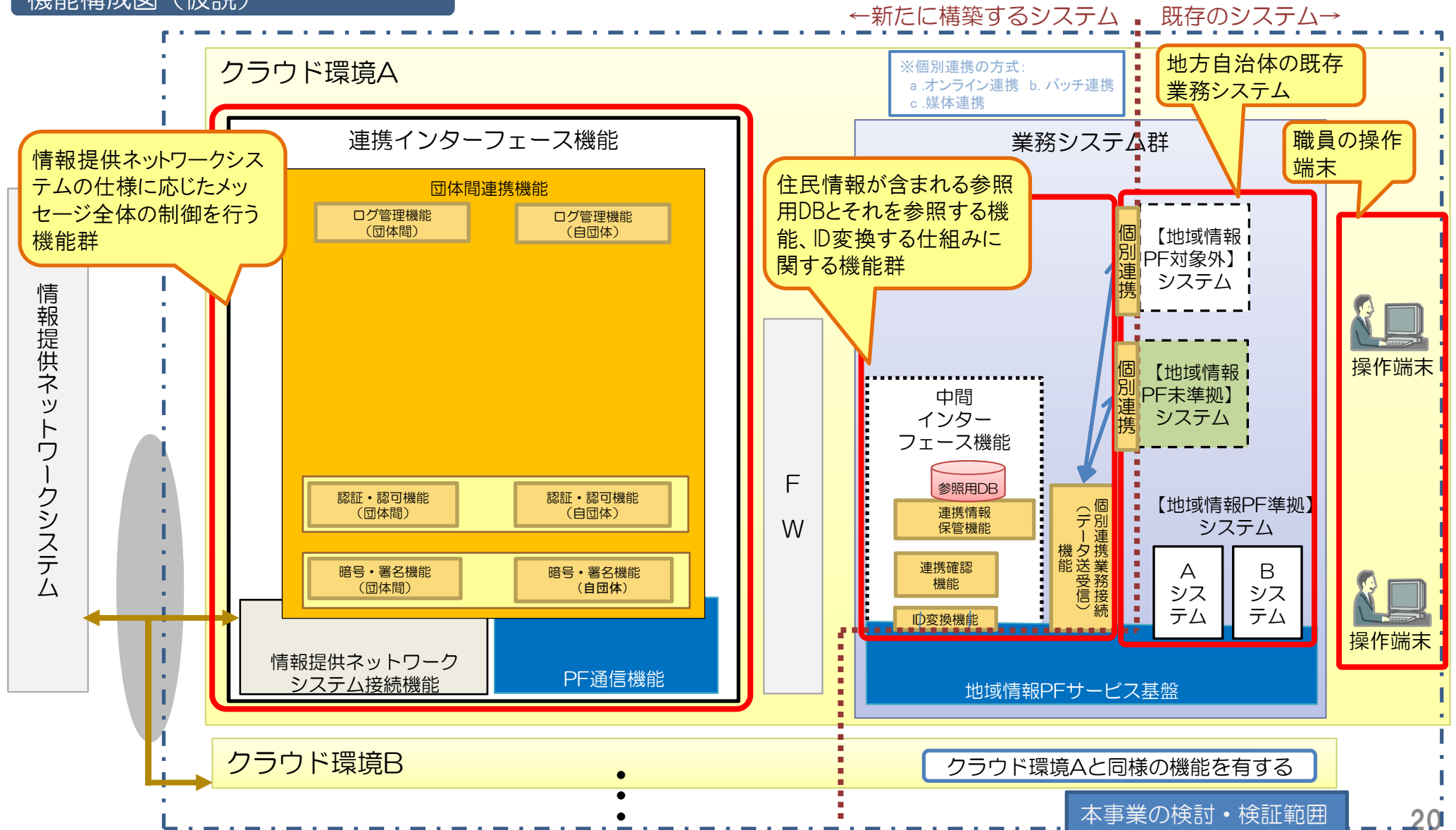
- ・暗号・署名機能
- ・PF通信機能

要件に対応する機能を定義し、必要な機能の洗い出しを実施

4-1. システム全体像の仮説の整理

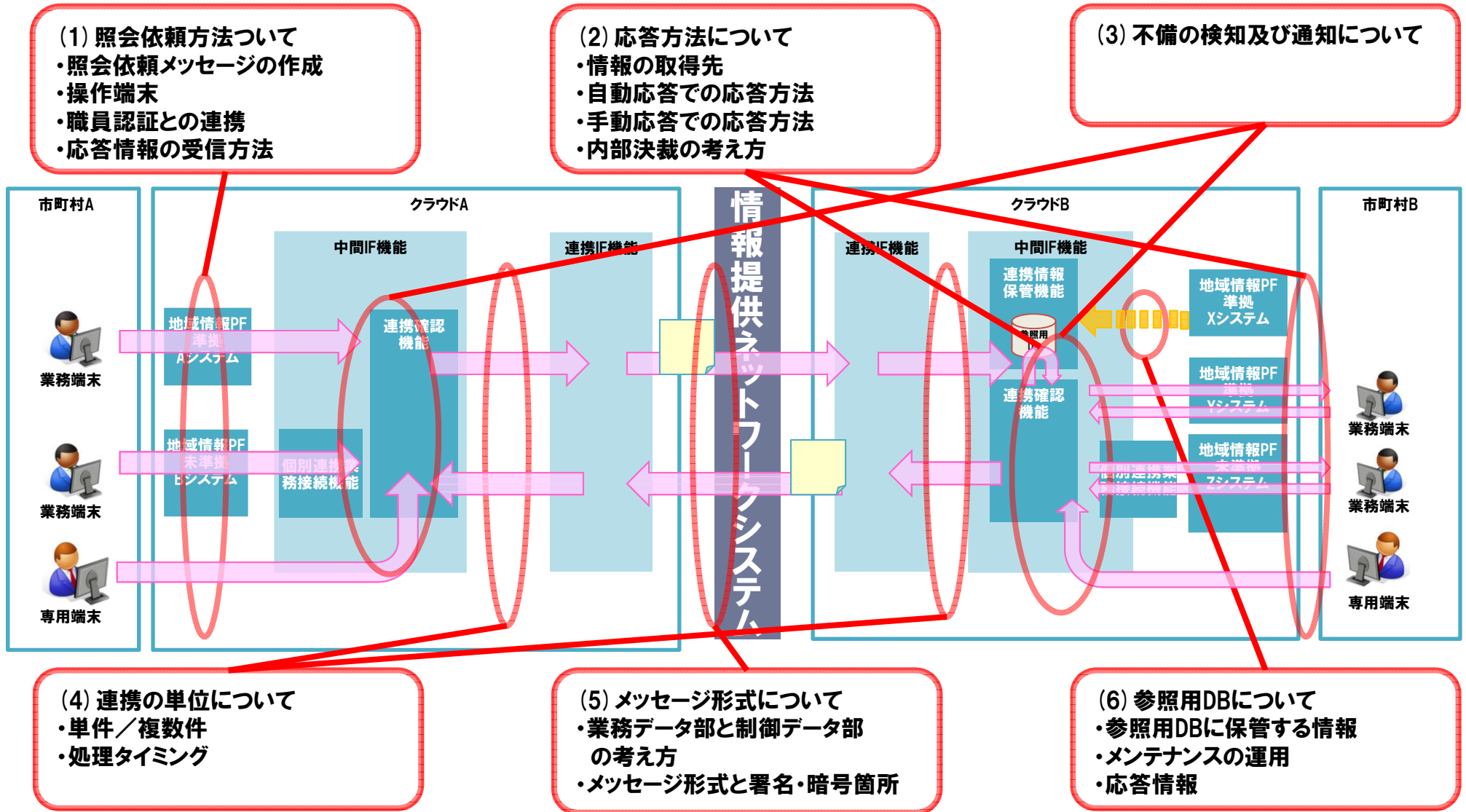
- 情報提供ネットワークシステム接続の全体像について、4つの機能ブロックを基に各機能の配置を整理し、機能構成図(仮説)としてまとめた。

機能構成図 (仮説)



4-2. 連携インターフェース機能等の検討

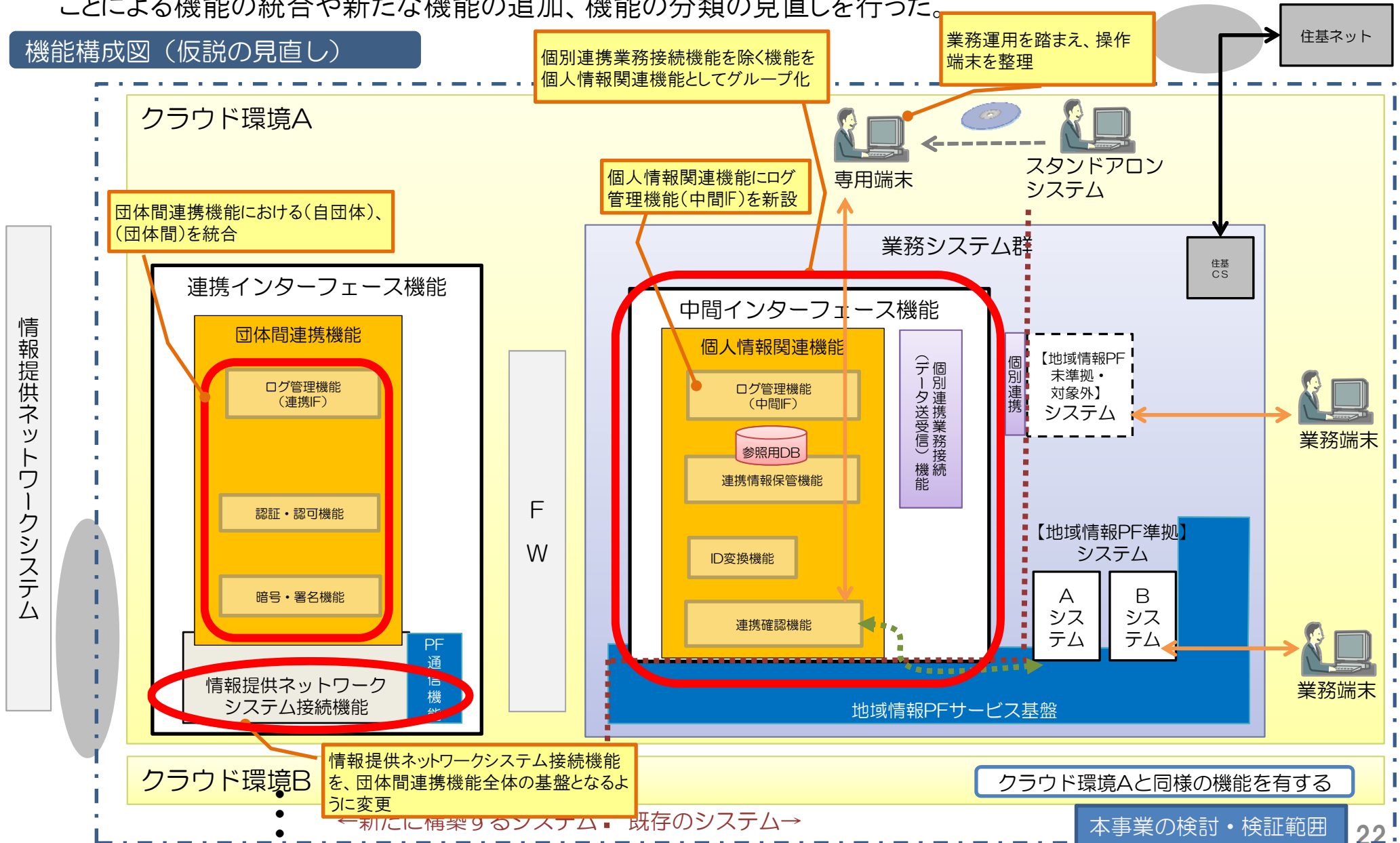
■ 団体間連携を行う際に各機能で共通して考慮すべき以下の処理について、論点を整理し、検討を行った。



4-3. システム全体像の仮説の見直し

- 接続機能仕様案の検討内容、情報提供ネットワークシステム等の検討内容を踏まえて、機能の役割を見直すことによる機能の統合や新たな機能の追加、機能の分類の見直しを行った。

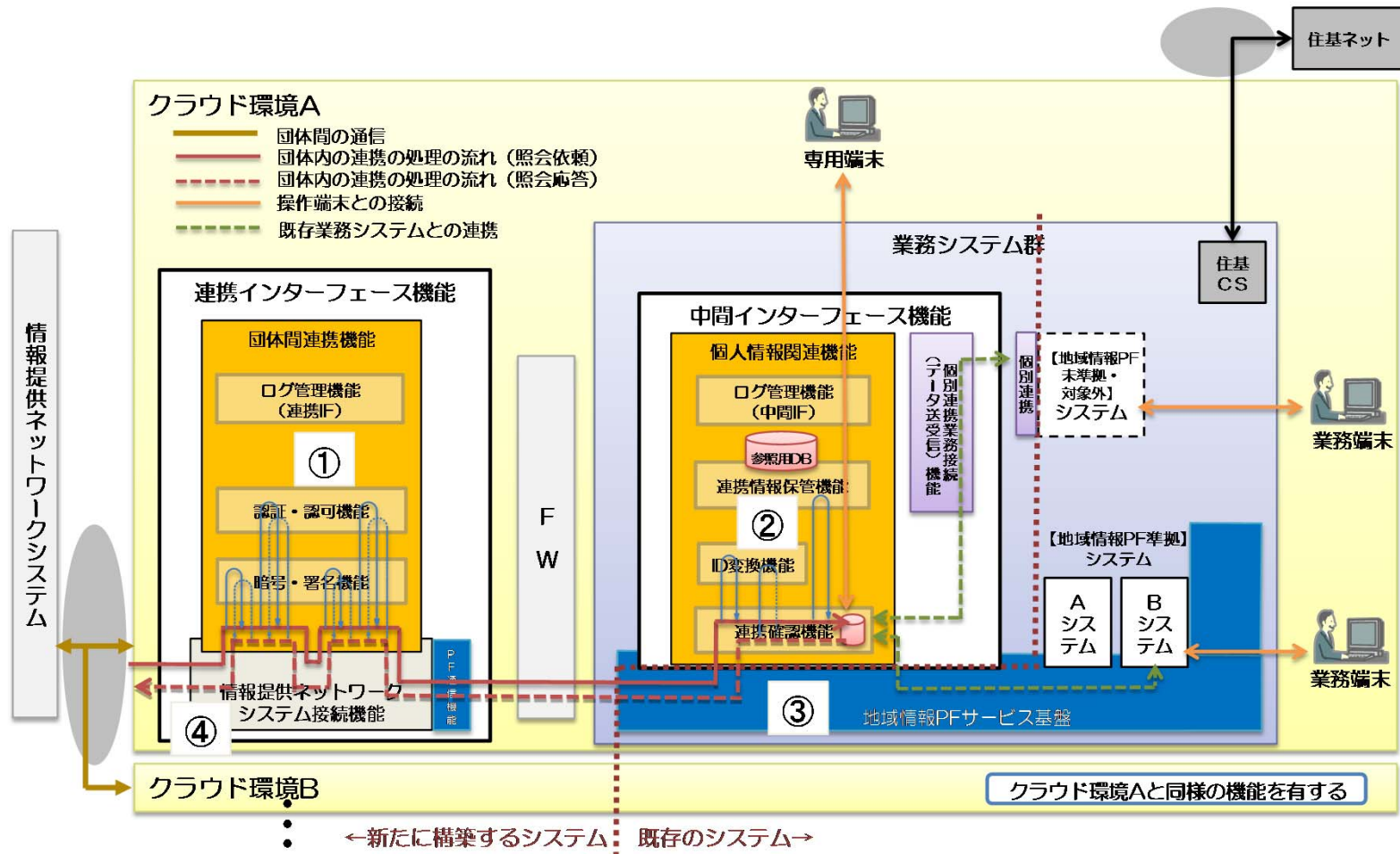
機能構成図（仮説の見直し）



4-3. システム全体像の仮説の見直し

処理の流れ（照会応答側）

- ①照会依頼メッセージ受信後、連携相手・職責等の確認、メッセージの復号、署名検証等を行った上で、中間インターフェース機能に送信。
- ②リンクコードから識別番号への変換を行い、連携情報保管機能を利用し、応答情報を取得。
- ③識別番号からリンクコードへの変換を行った上で、応答メッセージを作成し、連携インターフェース機能に送信。
- ④連携相手・職責等の確認、電子署名付与、メッセージの暗号化等を行った上で、応答メッセージを送信。



4-3. システム全体像の仮説の見直し

- 機能構成図における各機能の処理概要を以下に示す。

連携インターフェース機能

No	機能名	概要
1	情報提供ネットワークシステム接続機能	情報提供ネットワークシステム接続機能は、連携インターフェース機能が情報提供ネットワークシステムと団体間連携を行う場合の送受信機能とする。
2	PF通信機能	PF通信機能は、連携インターフェース機能が中間インターフェース機能と団体間連携を行う場合の送受信機能とする。
3	団体間連携機能	暗号・署名機能 暗号・署名機能は、自治体が団体間連携の連携データについて自治体および団体間で情報を流通させるために必要な暗号・復号、電子署名の付与・検証を行う機能とする。
4		認証・認可機能 認証・認可機能は、自治体が団体間連携の連携データについて自治体を実施すべきアクセス制御、連携相手の確認、連携の根拠法令に見合った職責の確認、マイナンバー法等に規定された範囲等の検証を行う機能とする。
5		ログ管理機能（連携IF） ログ管理機能（連携インターフェース）は、暗号・署名機能、認証・認可機能が出力する処理結果等のログを管理する機能とする。

中間インターフェース機能

No	機能名	概要
1	個人情報関連機能	連携確認機能 連携確認機能は、照会依頼の連携データを解析し、参照用DB等の情報取得に必要な情報を抽出する機能とする。団体間連携では照会依頼/応答のメッセージの作成、自動処理と手動処理およびオンライン処理とバッチ処理の制御を行い、照会依頼等の処理状況の管理及び確認を行うこととする。
2		ID変換機能 ID変換機能は、連携データに含まれるリンクコードと自団体の既存番号とを紐付け管理し、相互に変換する機能とする。
3		連携情報保管機能 連携情報保管機能は、連携確認機能等から取得した検索キー等を元に、参照用DBから住民情報等を抽出し提供する機能とする。
4		ログ管理機能（中間IF） ログ管理機能（中間IF）は、連携確認機能、ID変換機能、連携情報保管機能が出力する個人情報を含む処理結果等のログを管理する機能とする。
5	個別連携業務接続（データ送受信）機能	個別連携業務接続機能は、連携インターフェース機能が、地域情報プラットフォームに未準拠、及び、対象外の業務システムと連携する場合に、地域情報PF未準拠・対象外システムの独自仕様と地域情報プラットフォーム間の差異を変換する機能とする。

4-4. トラフィック量の考察

- 大綱のユースケースのうち、市町村が関係するユースケースを対象として、全国の市町村の合計トラフィック量を試算した。試算対象とした34のユースケースについて、連携情報ごとのトラフィック量を以下の計算式で試算した。

$$\text{連携情報ごとのトラフィック量 (KB/年間)} = \text{① 1件あたりのデータサイズ} \times \text{② 情報の対象者数} \times \text{③ 連携の件数} \times \text{④ 補正係数}$$

<値①～④の考え方>

- 値① : 1件あたりのデータサイズはユースケースごとに試算。
- 値② : 情報の対象者数は本人以外の家族の情報照会分も想定し、以下と仮定。
 <<情報の対象者数>> 6件:固定資産情報、3件:所得課税証明書情報、1件:上記以外の情報
- 値③ : 連携件数は、「課題ア」の現状業務量調査結果を基に設定。
 現状業務量調査結果に含まれないユースケースについては、以下5つのランク付けにより設定。
 <<連携件数ランク>> A:1000万件/年、B:100万件/年、C:10万件/年、D:1万件/年、E:1000件/年
- 値④ : 市町村相互で連携する情報については、市町村が照会依頼/連絡を送信する側となる場合と、受信する側となる場合、業務量が2倍となるよう補正係数を設定。

- トラフィック量が市町村の人口に比例するものと仮定し、「全国の市町村の合計トラフィック量」に人口比率を乗算し、市町村の人口規模別トラフィック量を試算した。全国の市町村の合計トラフィック量及び市町村の人口規模別トラフィック量を以下に示す。

【全国市町村の合計トラフィック量及び人口規模別トラフィック量 (単位:KB)】

全国市町村のトラフィック量の合計	1万人の市町村のトラフィック量	5万人の市町村のトラフィック量	10万人の市町村のトラフィック量	100万人の市町村のトラフィック量
9,173,538,531	716,362	3,581,809	7,163,617	71,636,172

※上記のトラフィック量は、現状業務量調査で収集した業務量等を利用して、ある一定の前提のもとに試算した結果であり、今後精査が必要である。

4-5. クラウド環境下での利用を想定した検討

検討ポイント①) 機能ブロックが分散配置されることにより生じる可能性のある問題

⇒機能ブロックを庁内とクラウド環境に分散配置した場合、機能ブロック間の連携が外部NW（LGWAN等）を介して行われることとなる。これにより、連携処理への制約やネットワーク構成に関する問題が発生するものと想定される。

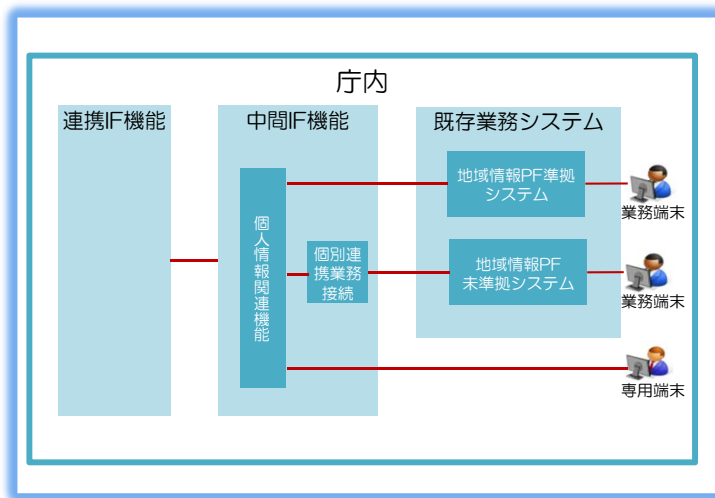
検討ポイント②) 機能ブロックをクラウド化することにより生じる可能性のある問題

⇒機能ブロックをクラウド化し、さらにその機能ブロックを複数自治体から共同利用（マルチテナント化）した場合、機能ブロックには各自治体が管理すべき機能の設定情報や住民の個人情報が含まれるため、セキュリティや運用面の問題が発生するものと想定される。

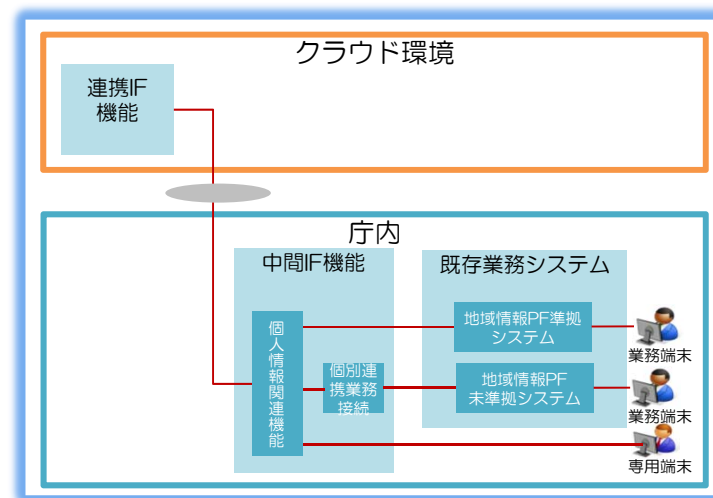
検討ポイント①) 機能ブロックが分散配置されることにより生じる可能性のある問題

機能ブロックの構成パターンは論理的に次の8つの組み合わせ

【構成パターン1】

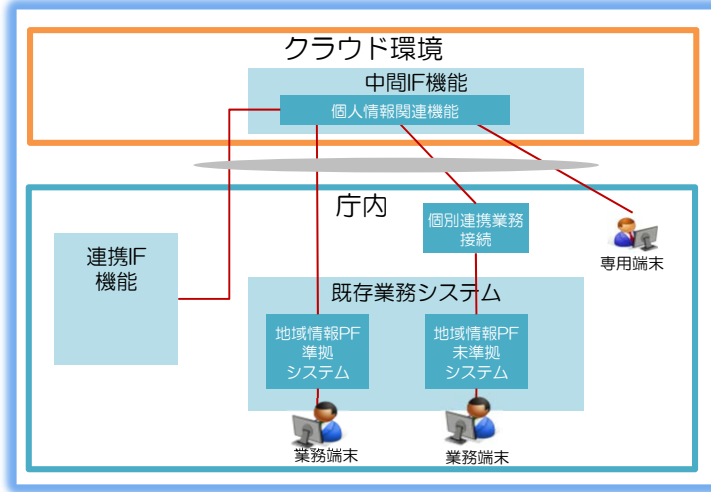


【構成パターン2】

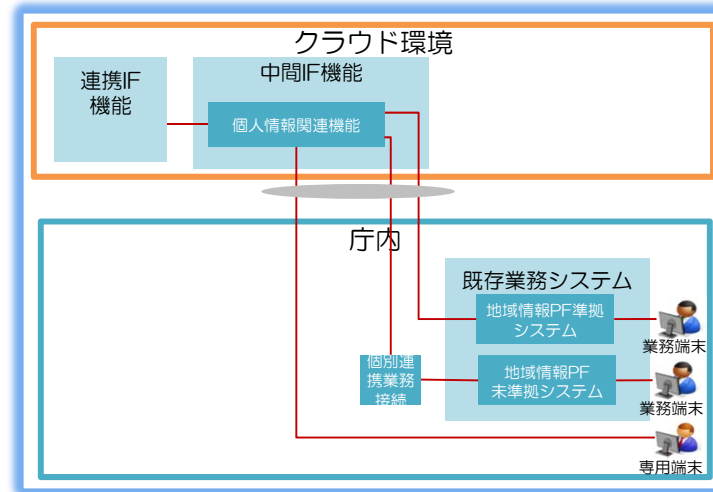


4-5. クラウド環境下での利用を想定した検討

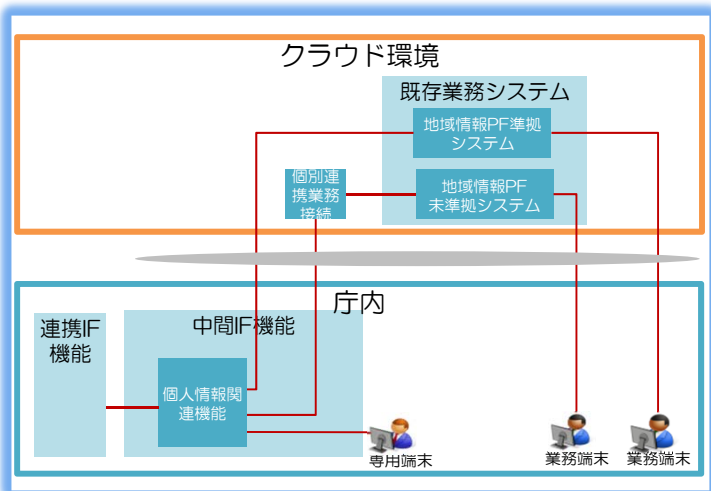
【構成パターン3】



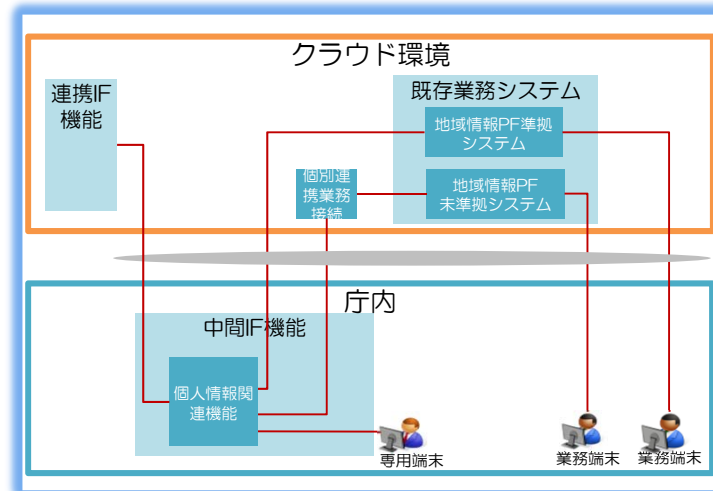
【構成パターン4】



【構成パターン5】

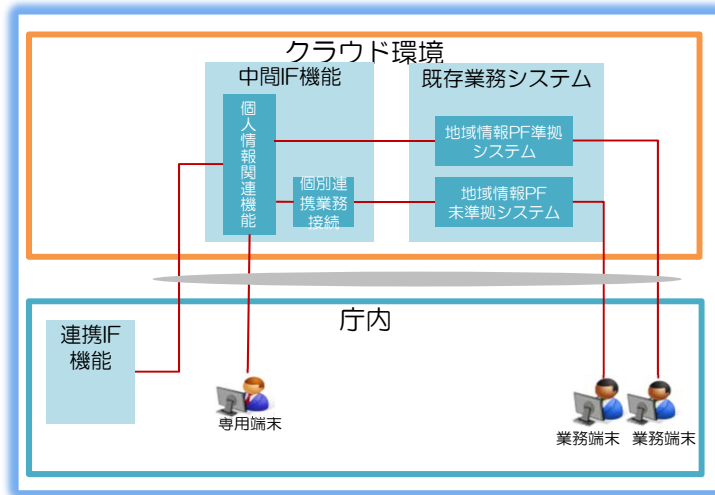


【構成パターン6】

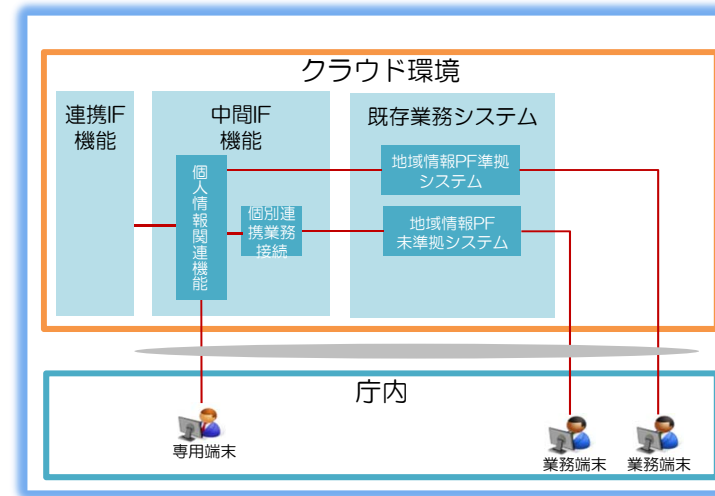


4-5. クラウド環境下での利用を想定した検討

【構成パターン7】



【構成パターン8】



問題No	生じる可能性のある問題	関係する構成パターン
1-1	【クラウド環境から庁内への通信】 クラウド環境から外部NW（LGWAN等）を経由して庁内へ送信する場合、宛先が特定できず、直接通信出来ない。	2、3、4 5、6
1-2	【クラウド環境と庁内の認証連携】 既存業務システムと中間インターフェース機能の間に、外部NW（LGWAN等）が介在する場合、既存業務システムと、中間インターフェース機能の間で認証連携することが出来ない。	3、4 5、6
1-3	【クラウド環境から統合DB又は既存業務システムへのアクセス】 クラウド環境から庁内の統合DB機能または地域情報PF準拠システムに直接アクセスできず、参照用DBの更新が行えない。	3、4
1-4	【外部NW（LGWAN等）を介した参照用DB一括更新のためのファイル転送】 外部NW（LGWAN等）では、通信プロトコルへの制約が発生することから、地域情報PF未準拠システムから参照用DBを一括登録・更新するためのファイル転送が行えない。	3、4 5、6



これらの問題に対する対応案を提示する

4-5. クラウド環境下での利用を想定した検討

検討ポイント②) 機能ブロックをクラウド化することにより生じる可能性のある問題

機能ブロックがクラウド化され、その機能ブロックが複数自治体から共同利用（マルチテナント化）される場合、機能ブロックには各自治体が管理すべき機能の設定情報や住民の個人情報が含まれるため、セキュリティや運用面に関する問題が生じるものと想定される。

機能ブロックを構成する各機能のマルチテナント化について留意すべきポイントを以下の通り整理した。

項番	機能ブロック名	機能名	保持情報	マルチテナント化についての留意事項		
				OS	AP	DB
1	連携インターフェース機能	暗号・署名機能	秘密鍵、公開鍵、証明書	①	①	—
2		認証・認可機能	チェックポリシー	—	—	—
3		ログ管理機能（連携IF）	連携IFログ（アクセス記録、監査ログ）	—	②	—
4	中間インターフェース機能	連携確認機能	メッセージ時保管情報、宛先管理、職員権限、連携方式、処理状況	—	—	③
5		ID変換機能	コード変換テーブル	—	—	③
6		連携情報保管機能	参照DB	—	—	③
7		ログ管理機能（中間IF）	中間IFログ（監査ログ、業務ログ）	—	②	—
8	個別連携業務接続機能			—	—	—
9	既存業務システム	業務システム	業務データ、統合DB	—	—	—

①暗号・署名機能

暗号・署名機能は、秘密鍵、公開鍵、証明書の情報を利用するが、これらの情報を安全に管理することが重要な課題であり、APおよびOSのマルチテナント化にあたって、この課題を解決する必要がある。

②ログ管理機能（連携インターフェース）、ログ管理機能（中間インターフェース）

APをマルチテナント化する際には、これらの情報を団体毎に分けて扱える必要がある。

③連携確認機能／ID変換機能／連携情報保管機能

連携情報保管機能は参照DB、ID変換機能はコード変換テーブル、連携確認機能はメッセージ時保管情報、宛先管理、職員権限情報等を保持しており、これらの情報には各自治体における住民情報、職員情報等が含まれるため、これらの情報の漏えい防止が重要な課題であり、DBのマルチテナント化にあたって、この課題を解決する必要がある。

5-0. 運用検証等の進め方

検討内容

「課題ア 団体間連携に対応した業務プロセス案の検討」で提示した業務プロセス案の中から、協力自治体のニーズや現状業務量調査結果等を踏まえて選定したユースケースについて、運用シナリオや仮のシステムを構築し、複数の地方自治体の協力を得て、運用検証を実施した。また、団体間連携が既存のネットワーク環境への影響度の考察(机上検証)を実施した。

進め方

項番	作業項目	作業内容	主な成果物
5-1	運用検証	協力自治体のニーズや現状業務量調査の結果を踏まえ、8つの詳細検討対象ユースケースの中から、運用検証の対象とするユースケースを選定した。選定した運用検証対象ユースケースについて、運用シナリオや仮のシステムを構築し、協力自治体での運用検証を実施した。	<ul style="list-style-type: none">・運用検証対象ユースケース・運用検証結果
5-2	団体間連携におけるネットワーク環境への影響度の考察(机上検証)	地方自治体が団体間連携実現にLGWANを活用することを想定し、既存の情報連携に関する流通量等の検討を踏まえた上で、番号制度等による団体間連携がネットワーク環境にどのような影響を与えるかについて検討した。	<ul style="list-style-type: none">・団体間連携におけるネットワーク環境への影響度の考察(机上検証)結果

5-1. 運用検証

運用検証対象ユースケースの選定(選定結果)

- 協力自治体のニーズ調査結果と現状業務量調査結果等を踏まえ、以下の2つを運用検証対象ユースケースとして選定した。

- ① 都道府県が主体となるユースケース
受付件数を比較し、以下を選定した。

◆ 新No.2生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)

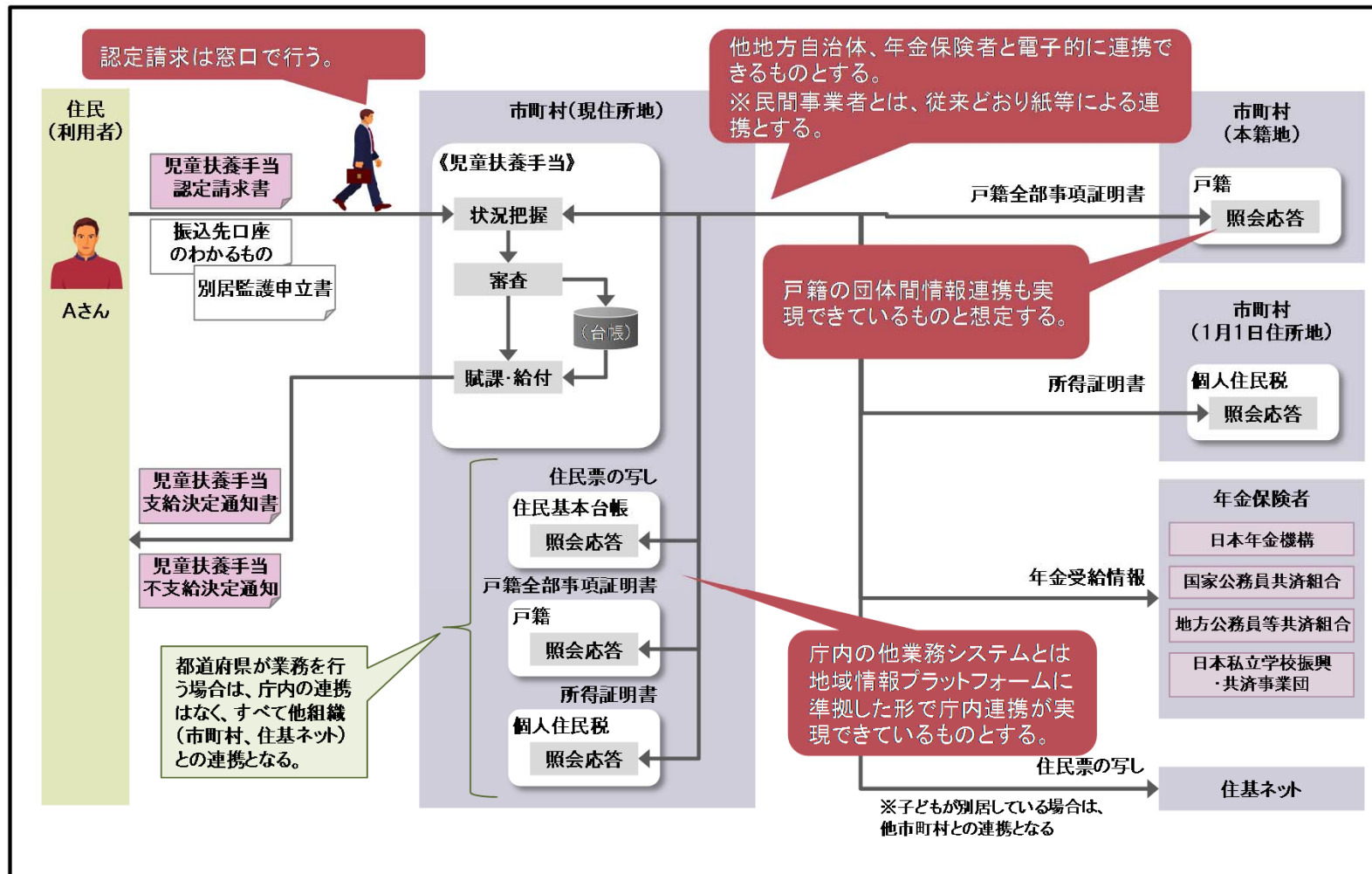
- ② 市町村が主体となるユースケース
協力自治体のニーズがより高かった以下を選定した。

◆ 新No.1児童扶養手当の認定申請における手続の効率化

5-1. 運用検証

運用検証の処理の流れと前提

- 運用検証の対象範囲である団体間連携実現時の児童扶養手当認定に関する処理の流れと前提を以下に示す。



一部、情報・データ項目に対して追加の要望はあったものの、概ね、問題ないとの結果となった。

5-2. 団体間連携におけるネットワーク環境への影響度の考察(机上検証)

目的

団体間連携実現の際には、地方自治体はネットワークを利用した様々なユースケースにおける情報連携を行うことが想定ため、団体間連携時のアクセス回線への影響度に関する考察を実施した。

考察内容

「課題ウ」における、大綱のユースケースに基づく人口規模別のトラフィック量(年間合計)の算出結果を基に、低速なアクセス回線を利用している市町村を想定した場合のトラフィック量がネットワークに与える影響について、以下の2つの観点で考察することとした。なお、考察にあたっては、仮想的な市町村(100万人、10万人、5万人、1万人)を想定した。



《考察1:アクセス回線における単位時間あたりのトラフィック量の算出》
通常期、繁忙期等のケースを想定し、それぞれのケースにおけるアクセス回線の単位時間あたりのトラフィック量を試算する。



《考察2:実例を踏まえたアクセス回線への影響度の考察》
団体間連携においてLGWANを利用した場合を想定し、項番1で試算したトラフィック量を踏まえて、アクセス回線へ与える影響について考察する。

5-2. 団体間連携におけるネットワーク環境への影響度の考察(机上検証)

《考察1:アクセス回線における単位時間あたりのトラフィック量の算出》

通常期、繁忙期等のケースを想定し、それぞれのケースにおけるアクセス回線の単位時間あたりのトラフィック量を試算する。

1秒あたりのトラフィック量(kbps)の試算結果を以下に示す。

通常期、繁忙期

項番	区分	全国市町村の トラフィック量の 合計	市町村A (人口100万人)	市町村B (人口10万人)	市町村C (人口5万人)	市町村D (人口1万人)	(単位)
1	年間合計	9,173,538,531	71,636,172	7,163,617	3,581,809	716,362	(KB/年間)
2	通常期		165.82	16.58	8.29	1.66	(kbps)
3	繁忙期		331.65	33.17	16.58	3.32	(kbps)

参考ケース(一斉照会)

項番	区分	全国市町村の トラフィック量の 合計	市町村A (人口100万人)	市町村B (人口10万人)	市町村C (人口5万人)	市町村D (人口1万人)	(単位)
1	1日合計	600,000,000	4,685,401	468,540	234,270	46,854	(KB/日)
2	参考ケース		1,301.50	130.15	65.07	13.02	(kbps)

※上記のトラフィック量は、現状業務量調査で収集した業務量等を利用して、ある一定の前提のもとに試算した結果であり、今後精査が必要である。

5-2. 団体間連携におけるネットワーク環境への影響度の考察(机上検証)

《考察2: 実例を踏まえたアクセス回線への影響度の考察》

団体間連携においてLGWANを利用した場合を想定し、項番1で試算したトラフィック量を踏まえて、アクセス回線へ与える影響について考察する。

LGWANの現状を考慮し、アクセス回線の速度が比較的低い、以下の4つのモデルケースを想定した。

項番	モデルケース	想定する人口	想定するアクセス回線の速度
1	市町村A	100万人	10Mbps
2	市町村B	10万人	128kbps
3	市町村C	5万人	128kbps
4	市町村D	1万人	128kbps

- 通常期・繁忙期のケース共に、アクセス回線の速度が試算した単位時間あたりのトラフィック量を大きく上回っており、データ転送における大きな問題はないと想定される。
- 参考ケースでは、一時的に、単位時間あたりのトラフィック量がアクセス回線の速度を超える場合が想定されるため、送信スケジュールの調整、再送信時のルール等の運用面の取り決めを行う必要があると考えられる。その上で、回線容量が不足することが想定される場合に回線増強等の検討が必要と考えられる。

6-0. マイナンバー法案等を考慮した業務プロセス案の見直しの進め方

検討内容

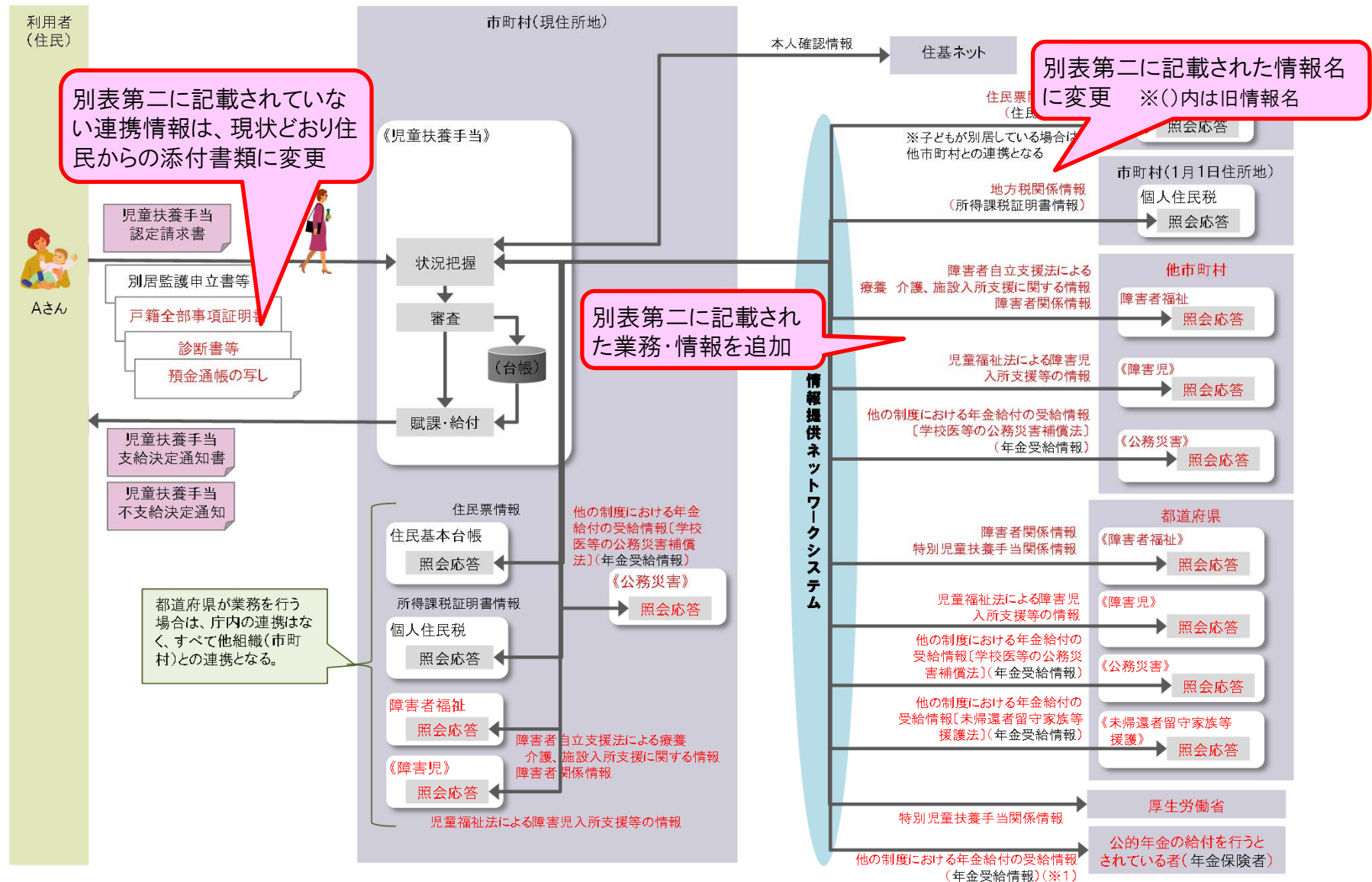
「課題ア」で策定した業務プロセス案に対し、「課題ア」から「課題エ 運用検証等の実施」までの検討において反映すべきとした事項の取り込みを行った。その後、「課題ア」から「課題エ」までの検討結果を取り込んだ業務プロセス案に対して、マイナンバー法案を考慮した見直しを行った。

進め方

項番	作業項目	作業内容	主な成果物
6-1	「課題ア」から「課題エ」までの検討結果の取込み	詳細検討対象の8つのユースケースに対し、「課題ア」から「課題エ」までの検討において、業務プロセス案に取り込むべき事項の取り込みを行った。	・業務プロセス案(課題ア～エ反映版)
6-2	マイナンバー法案のユースケース(別表第二)の整理	マイナンバー法案(別表第二)に基づき、番号制度等導入時に団体間連携を行う際の、情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報、地方自治体の関与有無等を、事務別、特定個人情報別に整理した。	・事務による整理 ・特定個人情報による整理
6-3	マイナンバー法案を考慮した業務プロセス案の見直し	業務プロセス案(課題ア～エ反映版)に対して、マイナンバー法案(別表第二)に記載された事務や特定個人情報等に基づき、見直しを行った。	・業務プロセス案(マイナンバー法案を考慮した見直し版)

6-3. マイナンバー法案を考慮した業務プロセス案の見直し

- 詳細検討対象としたユースケースの中で、マイナンバー法案に具体的な事務として規定されており、その内容が明確になっている4つのユースケース対象として見直しを行った。



7-0. 今後に向けた課題の整理の進め方

検討内容

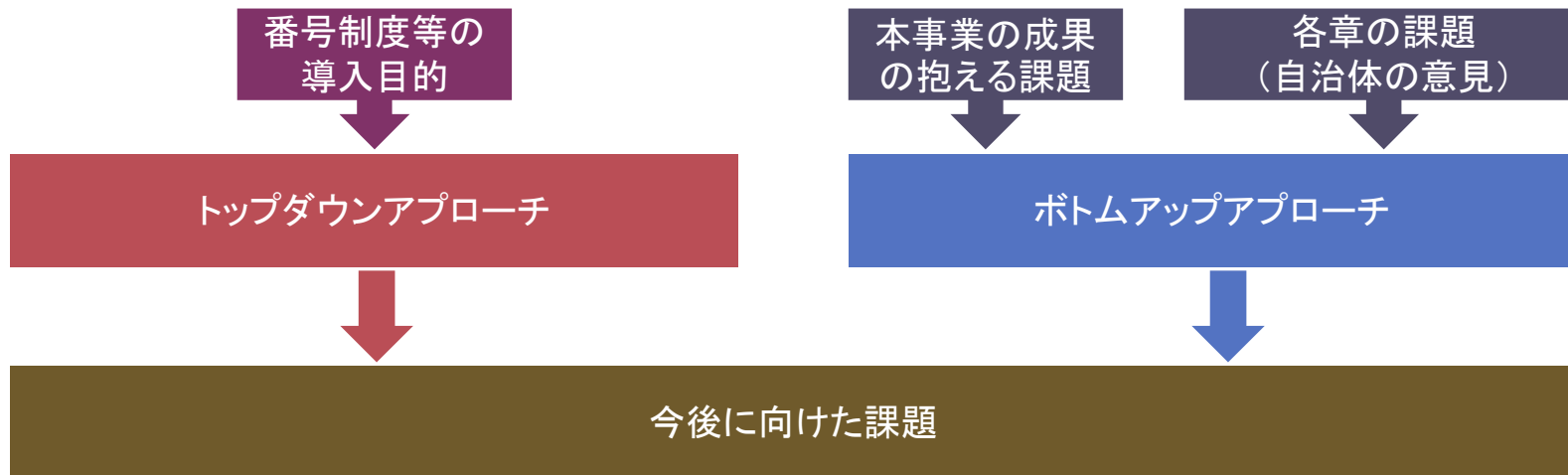
「課題ア 団体間連携に対応した業務プロセス案の検討」「課題イ 連携データ項目等の分析」「課題ウ 連携インターフェース機能等の検討」「課題エ 運用検証等の実施」でのヒアリングを通してあげられた課題等を踏まえ、団体間連携を実現するにあたって今後検討が必要となる課題の整理を行った。

進め方

項番	作業項目	作業内容	主な成果物
7-1	考え方の整理	今後検討が必要となる課題を整理するにあたり、前章までであげられた各課題の整理方法等、考え方の整理を行った。	—
7-2	本事業の成果が抱える課題の整理	本事業の成果が抱える課題(成果としての限界)について、整理を行った。	—
7-3	トップダウンアプローチによる課題の抽出	番号制度等の導入にあたって、番号制度等の導入目的を思考の起点として、課題の抽出を行った	—
7-4	ボトムアップアプローチによる課題の抽出	番号制度等導入にあたって、本事業の成果が抱える課題や協力自治体のヒアリング及び調査結果等からあげられた現場の意見を思考の起点として、課題の抽出を行った。	—
7-5	今後の課題の整理	トップダウンアプローチ及びボトムアップアプローチによる課題の抽出結果から、番号制度等導入にあたって今後検討が必要となる課題の整理を行った。	・今後に向けた課題

7-1. 考え方の整理

- 番号制度等の導入目的を思考の起点として課題を抽出する「トップダウンアプローチ」と、本事業の成果が抱える課題及び前章までであげられた課題を思考の起点として課題を抽出する「ボトムアップアプローチ」の双方を実施し、その結果を基に整理を行った。



トップダウンアプローチとボトムアップアプローチの概要と特性について以下に示す。

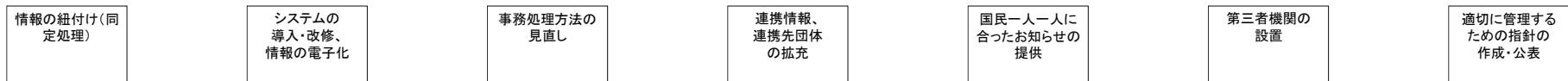
方法	トップダウンアプローチ	ボトムアップアプローチ
概要	・番号制度等の導入にあたり、番号制度等の導入目的を思考の起点として課題を導き出す方法	・協力自治体のヒアリングや調査結果等であげられた現場の意見を思考の起点として課題を導き出す方法
特性	<ul style="list-style-type: none"> ・国の指針(大きな流れ)に沿った結果が出せる ・全体を俯瞰した広い視点で課題抽出を行える ・内容が抽象的になりがちである 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場のニーズや想いを結果に反映できる ・実情に基づいており内容の具体化が図れる ・課題抽出の視点が狭くなりがちである

7-5. 今後の課題の整理

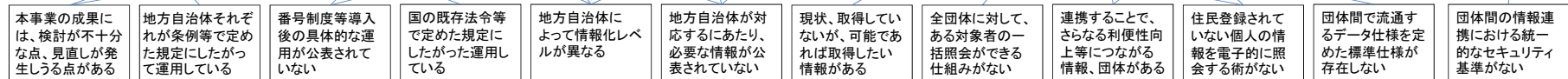
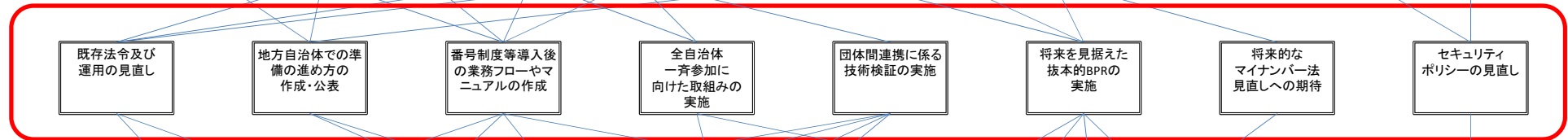
課題の整理イメージ

- トップダウンアプローチにより抽出された7個の課題及びボトムアップアプローチから抽出された12個の課題から、番号制度等導入にあたって今後検討が必要となる課題を整理した。

トップダウンアプローチから抽出された課題



今後の課題



ボトムアップアプローチから抽出された課題

7-5. 今後の課題の整理

今後に向けた課題①

▶ 既存法令及び運用の見直し

児童扶養手当のように現状の制度において到達時点を「制度上必要とされる添付書類及び申請書の記載に不備がないものとして申請書を受理した時点」としている業務等について、運用の見直しを検討する必要がある。

▶ 地方自治体での準備の進め方の作成

各地方自治体が番号制度等導入に向けた準備を周到に行えるよう、各地方自治体を実施すべき事項及びそのスケジュールを明確にし、必要な情報を適宜提供していく必要がある。

▶ 番号制度等導入後の業務フローやマニュアルの作成

番号制度等導入開始直後の現場の混乱を避けるために、イレギュラー時の運用等を踏まえて、業務フローやマニュアル等を作成する必要がある。

▶ 全地方自治体一斉参加に向けた取組みの実施

地方自治体が抱える負担やコストを軽減するためにも、全国標準的な仕様を準備するとともに、地方自治体が共通して利用するシステムについては、国が一括してアプリケーションの開発を行い、それを配布する等の取組みの検討も必要になる。

▶ 団体間連携に係る技術検証の実施

本事業では、情報提供ネットワークシステムの仕様が不明で、検討を保留した部分や十分な検討ができなかった部分も含まれている。また、団体間連携は関連する業務が多いため、地方自治体業務への影響範囲が大きく、業務システムの改修箇所も多いと考える。そのため、団体間連携の確実な実現に向けては、できるだけ早期に仕様を明確化した上で、実機を使った技術検証の実施が望まれる。

▶ セキュリティポリシーの見直し

団体間連携が開始されると、一団体のセキュリティホールが他団体にも影響を及ぼす危険があることから、関係する各団体が十分な安全性を確保し、等しくセキュリティを担保できるよう、既存のセキュリティポリシーを確認し、必要に応じて対策を講じなければならない。

7-5. 今後の課題の整理

今後に向けた課題②

▶ 将来を見据えた抜本的BPRの実施

本事業では、大綱やマイナンバー法案の記載内容を基に、平成28年7月の地方自治体での運用開始を念頭に置きながら、番号制度等導入後の業務プロセス案の検討等に取り組んできた。しかし、さらなる住民の利便性向上や行政事務の効率化を目指し、将来的には「手続のワンストップ化」等、今後あるべき業務改革の検討が望まれる。

▶ 将来的なマイナンバー法見直しへの期待

住民の利便性を向上させ、さらに行政事務を効率化するためには、「連携先や連携情報の更なる拡充」や「官民連携の実現」等も進めて検討する必要があると考える。マイナンバー法案に見直し条項(附則第6条)が含まれていることから、まずはマイナンバー制度を確実にスタートさせた上で、しかるべき時期に番号等の利用範囲が拡大されることを期待したい。

8. 本事業の主な成果

■ 本事業の主な成果を以下に示す。

■ 地域情報プラットフォームの具体的な活用方策(姿)の提示

本事業では、地域情報プラットフォームの成果について、その活用可否の検討を行い、地域情報プラットフォームがそのまま活用できるもの、一部を拡張することで活用できるもの、新たに検討が必要なもの等を整理した。また、既に詳細なレベルまで検討されている成果に基づいて連携データ項目案や接続機能仕様案を策定したことにより、地方自治体が活用できる地域情報プラットフォームの具体的な活用方策(姿)として提示した。

■ 地方自治体の番号制度等への対応に活用できる成果の提示

地方自治体においては平成28年7月に情報提供ネットワークシステムを介した団体間連携が開始される予定であるが、マイナンバー法案別表第二に記載されているように、団体間連携の対象となる業務や情報は多岐にわたるため、地方自治体は幅広い業務について、業務変更や既存業務システムの改修等の対応を行うこととなる。

本事業では、このような地方自治体の状況を考慮し、番号制度等導入後の業務がどのような姿となるかを業務プロセス案及び連携データ項目案として提示し、番号制度等導入時のシステムがどのような姿になるかを接続機能仕様案として提示した。

■ 規模等の異なるさまざまな地方自治体で活用できる成果の提示

本事業では、団体による業務やシステムの差異等に配慮し、規模等が異なる8つの協力自治体の協力を得て、ヒアリングや調査等を実施し、2つの運用検証対象ユースケースについて、団体間連携実現時の一連の業務処理を運用シナリオや仮のシステムで具体化し、運用検証を実施した。業務の運用方法やシステムの整備状況は地方自治体の規模等によって異なることが想定されるが、8つの協力自治体からの意見・指摘を踏まえながら検討を推進し、また、成果に反映させることにより、規模等の異なるさまざまな地方自治体で活用できる成果として提示した。

(参考) 報告書等掲載Webサイトについて

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/index.html



自治体クラウド推進事業(団体間の業務データ連携に係る検討・実証)

クラウド環境下において、自治体が様々な団体との間で円滑な業務データ連携を実現できる環境を整備していくため、地方自治体の協力も得ながら、連携データ項目や連携機能・方式等の検討・実証を行ったものです。

■ 提案の公募～決定

- ・ [提案の公募](#) (平成23年7月7日)
- ・ [提案書の評価](#) (評価会開催日:平成23年8月9日～10日) (PDF)
- ・ [委託先候補の決定](#) (平成23年8月19日)

■ 成果報告書

1. [成果報告書](#) (PDF)
- ・ [概要版](#) (PDF)
2. [別冊](#) (PDF)
3. [別紙](#) (PDF)

■ 成果に関する評価会

- ・ [成果に関する評価会議事概要](#) (評価会開催日:平成24年5月31日) (PDF)



**成果報告書
約200頁**

成果報告書の本編
検討・実証のとりまとめ



**別冊
約300頁**

成果報告書の別冊

- ・ 詳細検討対象ユースケースにおける業務プロセス案
- ・ 詳細検討対象ユースケースにおける連携データ項目案
- ・ 地域情報PFを活用した効率的かつ円滑な情報提供ネットワークシステムと接続機能仕様案

**概要版
約50頁**

成果報告書の概要版
このご説明で用いた資料

**別紙
約1150頁**

成果報告書本編の別紙

大綱ユースケース(65ユースケース)の整理表 ほか
ユースケースごとの検討・分析の資料